

令和3年 第3回

身延町議会定例会会議録

令和3年9月 1日 開会

令和3年9月13日 閉会

山梨県身延町議会

令和 3 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 日

令和3年第3回身延町議会定例会（1日目）

令和3年9月1日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 町長行政報告並びに議案の説明
日程第5 認定第1号 令和2年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6 報告第8号 令和2年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第7 議案第71号 身延町あけぼの大豆拠点施設条例の制定について
日程第8 議案第72号 身延町下部農村文化公園条例の制定について
日程第9 議案第73号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第74号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第75号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第76号 身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第77号 令和3年度身延町一般会計補正予算（第4号）
日程第14 議案第78号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第15 議案第79号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第16 議案第80号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

10番	福與三郎	11番	渡辺文子
12番	川口福三		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月幹也	副	町	長	笠井祥一														
教	育	長	保坂新一	総	務	課	長	遠藤基												
会	計	管	理	者	小	笠	原	正	人	企	画	政	策	課	長	幡	野	弘		
交	通	防	災	課	長	佐	藤	成	人	財	政	課	長	佐	野	美	秀			
税	務	課	長	伊	藤	克	志	町	民	課	長	穂	坂	桂	吾					
福	祉	保	健	課	長	望	月	融	観	光	課	長	佐	野	和	紀				
子	育	て	支	援	課	長	松	田	宜	親	産	業	課	長	高	野	修			
建	設	課	長	望	月	真	人	土	地	対	策	課	長	伊	藤	天	心			
環	境	上	下	水	道	課	長	水	上	武	正	下	部	支	所	長	内	藤	哲	也
身	延	支	所	長	千	頭	和	康	樹	学	校	教	育	課	長	深	沢	泉		
生	涯	学	習	課	長	中	山	耕	史	施	設	整	備	課	長	羽	賀	勝	之	

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 大村 隆
録音係 若狭 秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

議員各位ならびに町長をはじめ執行部各位には、令和3年第3回身延町議会定例会にご出席いただき、ご苦労さまです。

県内の複数の市町村に対し、8月20日からまん延防止等特別措置が適用されております。

さらに、8月24日には知事から小・中学校・高校には分散登校、修学旅行、運動会等の延期、部活動などの縮小、また保育園児等の保護者には登園自粛の要請が出されました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に歯止めがかからない状況が続いております。

町民の皆さまには引き続き、感染症対策の徹底にご協力をお願いいたします。

さて、本定例会は私たちの任期内における最後の定例会となります。

提出される諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。

議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

10番 福與三郎君

11番 渡辺文子君

12番 川口福三君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月13日までの13日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月13日までの13日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件はお手元に配布のとおり認定1件、報告1件、条例案6件、補正予算案4件の計12案件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知の

ありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

また今定例会までに受理した請願は2件で、お手元に配布しました請願文書表のとおりです。請願はいずれも所管の教育厚生常任委員会に付託しますので審議をお願いします。

次に6月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元に配布の資料により報告としますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 町長行政報告並びに議案の説明について。

町長の報告ならびに説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに令和3年第3回身延町議会定例会の開会にあたりまして、提出いたしました案件の主なものについて、その概要をご説明申し上げますとともに私の所信の一端を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、新型コロナ第5波の感染拡大はいまだ収束が見えず、感染力の高い変異株が猛威を振るっている中で、現在、東京都を中心とした首都圏や大阪を含む関西圏など全国21都道府県に9月12日までの間、緊急事態宣言が発令されるとともに山梨県を含む12県にまん延防止等重点措置が講じられており、長期間にわたる経済ならびに生活への影響が懸念され、町としましてもあらゆる手立てを模索し、町民の皆さまが一日も早く日常生活を取り戻せるよう努めているところであります。

そのような中で、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、優先接種順位に基づき高齢者向けの接種を予定どおり7月末をもって終了いたしました。その時点で希望しました65歳以上の高齢者で2回目を接種した方は4,546人で接種率は87.1%となり、県内の平均を上回っております。

8月からはいよいよ64歳以下の一般の方々への接種が始まっており、8月22日には優先接種による基礎疾患を有する方等454人に2回目を接種いたしました。

また8月28日、29日には55歳以上64歳以下の方と合わせて12歳以上18歳以下の方1,130人に2回目の接種をしております。

今回の64歳以下の予約受付につきましては、町民の方の利便性を考慮したweb予約によるシステムを活用いたしました。当初お知らせした64歳以下の方の接種スケジュールは予定どおりとはいかず、町民の方には大変ご迷惑をお掛けいたしました。ようやくここにきてワクチンの供給のめども立ち、接種対象者にお知らせをしたところであります。

これで現時点で接種を希望する、すべての町民の方へ接種することができるようになり、今後も引き続き希望する町民の方には速やかに接種をまいります。

なお、幸いにもこれまでにワクチン接種後に重篤な副反応等の症状の出た方はおりません。

これからも安心・安全で円滑なワクチン接種に向けて鋭意努めてまいります。

それでは、これより行政報告をいたします。

まず令和3年度普通交付税についてであります。

令和3年度の普通交付税が決定され、8月3日に県から公表されました。本町の普通交付税

額は令和2年度と比較して3億2,204万6千円多い、40億9,074万9千円でありました。

普通交付税の算定にあたり基準財政収入額の増減率は前年度比15.1%の減となり、県内最大の減少でありました。

主な減少の要因としては、株式会社キーテックおよび岐阜プラスチック工業株式会社等の新規設備投資に伴う固定資産税課税免除分の減収が特に大きく、控除額は総額1億4,332万円となっています。

一方で、基準財政需要額は新設された地域デジタル社会推進費や人口急減補正の上昇に伴う地域振興費の増額等を理由に前年度比1.6%増となっており、普通交付税算定における大きな増額要因となりました。

歳入予算額の約半分を地方交付税が占める本町では、今後とも財政運営の健全化に努めていかなければと思う次第であります。

次に中部横断自動車道の全線開通についてであります。

去る8月29日に念願の中部横断自動車道南部区間が全線開通いたしました。難工事のすえの全線開通ということで関係者の皆さまに感謝と敬意を表するとともに、まず私は全線開通にあたり貴重な土地を提供していただいた地権者の皆さまにお礼を申し上げます。

そして改めまして、工事で尊いお命を落とされた方々に感謝の意を表するとともに心よりご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、新東名高速道路と中央自動車道が高速道路で直接つながることになり、新たな高速道路ネットワークが形成され、特に静岡県をはじめ中京圏や関西圏との物流・人流の活性化が期待されるところです。

今後は中部横断自動車道沿線への新たな企業誘致等による地域雇用の創出や富士山を囲む広域周遊観光ルートの形成による観光振興等、全力を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

次に身延町「ワンだふる商品券」の給付事業についてであります。

昨年度、本町では町民1人2万円掛ける2回、計4万円の商品券を給付いたしました。今もなお新型コロナウイルス感染の拡大により、特に対面型サービス業であります観光、飲食業など甚大な影響があり、長期間にわたる経済への影響が懸念されていることから、本年度も町民1人2万円の商品券を給付し、町内の事業者へのさらなる支援、地域の消費喚起を促し、景気を下支えするとともに元気な町を取り戻すために本事業を実施いたします。

商品券は8月1日を基準日とし、住民基本台帳に記載されている町民1万796人分を5,195世帯の世帯主の方に簡易書留ですでに郵送済みであります。

商品券の使用期間につきましては、本日9月1日から12月末日までとなっております。また、町内での買い物をさらに楽しんでいただけますよう豪華賞品を用意した抽選会も行います。

啓発用のぼり旗を目印に町内の各事業所でお買い物などご利用していただき、町民の皆さまの生活の維持向上にご活用いただきたいと思います。

次に身延小学校グラウンド整備工事についてであります。

早期改修に向けて令和2年度から整備工事を進めてきましたが、令和3年度へ明許繰越した照明設備工事および水路改修工事は6月に終了し、夜間照明をLED化することができました。令和3年度にはグラウンド整備工事の1期工事および2期工事を発注し、防球ネットの設置や

土の入れ替え工事などを進めてきたところであります。

このたび一連のグラウンド整備工事が終了し、水はけがよくなり、グラウンド環境が改善する中で、現時点では9月25日を予定しておりますが、運動会を実施する予定であります。

今後はより充実した教育活動を推進していくことができるとともに、一般開放では地域住民の交流の場、健康増進の場となるものと期待しております。

次に町税等のクレジットカード収納についてであります。

本町予算の一般財源となる町税の確保を目的として、法令を順守した徴収の強化と並行して取り組んでいる納税環境の整備を一層推進するため、峡南地域においては最も早く本年7月からクレジットカードで町税等の納付ができるようにいたしました。

本年度の対象税目は、7月1日以降に納期限を迎える個人町県民税普通徴収分であります。第2期から第4期分、固定資産税の第2期から第4期分、国民健康保険税の第1期から第9期分の3税目で、来年度は軽自動車税種別割を追加して4税目となります。

デジタル化を推進し、指定金融機関等が少ない県外の納税義務者や新型コロナウイルス感染症予防のために外出を控えたい町民等の利便性、安全性の向上を図り、町税の更なる確保に努めます。

次に下部農村文化公園施設のリニューアルについてであります。

下部農村文化公園については、平成9年のオープンから25年が経過しておりますが、令和2年度に策定した身延町個別施設計画で示された方向性に基づいて施設の改修について検討してまいりました。

施設の改修にあたっては、既存施設の機能改善に加えコワーキングスペース、キャンプ場等の新設することで、より幅広い層の集客とともにバーベキュー施設、加工体験室など既存施設の利用促進の効果も期待され、公園全体の活性化を図ってまいりたいと考えております。

今定例会では、身延町下部農村文化公園条例の制定と今年度末の完了を目指して建築外構改修工事、機械設備改修工事、電気設備改修工事にかかる補正予算についてご審議いただく予定となっております。

次に身延町あけぼの大豆拠点施設条例の制定についてであります。

身延町あけぼの大豆拠点施設は、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略で推し進めているあけぼの大豆による6次産業化事業にかかる雇用の創出に資する施設として平成29年度から町が運営しております。

今後さらに機能強化を図るため、令和4年度から指定管理者制度により民間活力の導入を検討しております。

このため公の施設とする必要があり、現行の身延町あけぼの大豆拠点施設規則を廃止して新たに身延町あけぼの大豆拠点施設条例を制定する必要性が生じたため、本定例会に上程し、ご審議いただくことといたしました。

次に西嶋和紙の里みすきふれあい館リニューアルオープンについてであります。

本年3月の第1回定例会において、これまでの身延町なかとみ和紙の里を西嶋和紙の普及に伴い知名度を生かすため施設名等を身延町西嶋和紙の里に名称変更、ならびになかとみ現代工芸美術館を身延町ふれあい会館とし、同施設の愛称といたしまして、みすきふれあい館に名称を改める条例改正等を行いました。

施設のスタートに際しまして、オープニングイベントを万全の感染症対策を講じながら本年

7月11日の日曜日に実施し、甲州身延太鼓の奏で、西嶋神楽団による神楽の奉納や身延町観光大使を務めていただいているNYTによる演奏が披露され、約100名程度の来館者とともに開館をお祝いいたしました。

また、みすきふれあい館では「西嶋和紙の今昔物語」と題し、西嶋和紙とはどのような和紙なのか、始祖といわれる望月清兵衛翁はどのような人物なのかなどをテーマとし、今もなお人々の生活の中で息づいている西嶋和紙の歴史をたどる展覧会を8月9日まで実施いたしました。来館者は延べ565名にのぼります。

本展覧会の会期は当初、8月22日までの予定でありましたが、県内におけるコロナ感染拡大により県からの要請に基づき、8月10日から22日の13日間、休館措置を講ずることとなり、開館期間の短縮を余儀なくされ、非常に残念なこととなりました。

今後はこの施設を地域振興の拠点として、民間との連携など新たな取り組みを含め、様々な取り組みを行いながら、地域活性化を進めてまいりたいと考えております。

次に令和3年第2回定例会以降の主な行事についてですが、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認いただきたいと存じます。

今定例会には認定第1号 令和2年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、報告第8号 令和2年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、議案第71号 身延町あけぼの大豆拠点施設条例の制定についてから議案第76号 身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例についてまでの条例関係6議案、議案第77号 令和3年度身延町一般会計補正予算（第4号）から議案第80号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）までの補正予算4議案をご提案いたします。

ご提案いたします、いずれの議案等につきましては、今議会定例会においてご承認・ご議決等をいただきますようお願い申し上げます。

本議会は柿島議長のほか13名の議員の皆さまにおかれましては、議員任期4年間の集大成となる定例会であります。

議員の皆さまには慎重なご審議をいただくとともに、本定例会に際し深いご理解とご協力をお願い申し上げまして、行政報告および議案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長の行政報告ならびに議案の説明を終わります。

本日、決算審査報告のため中澤代表監査委員に出席要請をしております。

ここで中澤代表監査委員をお招きしますので、しばらくお待ち願います。

（ 入 場 ）

再開します。

日程第5 認定第1号 令和2年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について議題とします。

会計管理者から提出理由ならびに内容説明を求めます。

小笠原会計管理者。

○会計管理者（小笠原正人君）

認定第1号 令和2年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

ということで、ご説明いたします。

まず、この認定第1号につきましては、予算決算常任委員会でご審査いただくことと存じますので、ここでは決算書付属資料を用いて決算の概要を説明させていただきます。

それでは決算書付属資料1ページをお開きいただき、会計別決算総括表をご覧ください。

最初に一般会計の決算状況につきまして、この表の上から2行目、一般会計の欄に示してあります。

歳入総額は111億8,382万3,999円、歳出総額は103億3,778万830円、歳入歳出差引額は8億4,604万3,169円です。そのうち翌年度に繰り越すべき財源7,962万2千円を差し引きました実質収支額は7億6,642万1,169円であります。

次に2ページをご覧ください。

一般会計の歳入歳出について、それぞれ款ごとの決算状況を一覧としてあります。

歳入合計は対前年度比18.2%、金額にしますと17億2,052万5,727円の増額となりました。

個々の科目のうち歳入総額に占める割合の高いものなど、いくつか見てまいります。

まず1款町税の歳入済額は14億7,865万1,127円で歳入総額の13.2%に当たります。前年度との比較では7.3%、1億98万2,127円の増額となりました。これは2項固定資産税の増額等によるものでございます。

収納率は町税全体で94%、収入未済額は8,130万6,079円でありました。

なお、町税全体で1,258万3,780円を不納欠損として処理いたしました。

次に7款地方消費税交付金は収入済額2億8,579万9千円で、歳入総額の2.6%に当たり対前年度比では22%、5,147万2千円の増額となりました。

次に11款地方交付税は収入済額41億8,766万1千円で歳入総額の37.4%を占めています。対前年度比マイナス1.9%、8,294万1千円の減額であります。

15款国庫支出金は収入済額21億2,301万6,450円となり、歳入総額の19%を占め、前年度と比較しますと267.7%、15億4,560万4,103円の増額となりました。主には総務費国庫補助金の特別定額給付金給付事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるものでございます。

16款県支出金は収入済額4億7,792万1,505円で収入総額の4.3%でございませう。前年度と比較するとマイナス0.9%、415万2,011円の減額となりました。

19款繰入金は収入済額5億6,599万2,312円で、歳入総額の5.1%を占めています。対前年度比89.2%、2億6,680万9,761円の増額です。減債基金、教育施設整備基金などからの繰り入れによるものです。

20款繰越金は収入済額8億5,324万7,181円で、歳入総額の7.6%を占めています。対前年度比10.3%、7,968万4,631円の増額です。

22款町債につきましては、収入済額7億7,251万1千円であり、歳入総額の6.9%を占めています。対前年比マイナス21.1%、2億708万9千円の減額となりました。

続きまして歳出についてです。

歳出総額は対前年度比20.1%、金額にしまして17億2,772万9,739円の増額

となりました。予算現額に対する執行率は92.7%であります。

それでは歳入と同様、歳出総額に占める割合の高いものなどいくつか見てまいります。

まず2款総務費についてであります。

支出済額は34億6,733万4,730円で歳出総額の33.5%に当たります。対前年度比91.8%、額にしますと16億5,992万2,055円の増額となりました。主には1項総務管理費の特別定額給付金費や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金費によるものでございます。

3款民生費は支出済額20億5,749万8,491円で、歳出総額に占める割合は19.9%です。対前年度比1.1%、2,267万5,633円の増額でありました。民生費支出総額のうち37.8%に当たります7億7,745万1,738円は国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

4款衛生費は支出済額8億2,155万9,657円で、歳出総額の7.9%を占めます。対前年度比マイナス5.5%、額にして4,786万6,570円の減でありました。峡南衛生組合への負担金として2億2,601万2千円、簡易水道事業特別会計への繰出金としまして繰越明許分を含め2億8,116万1,596円などが大きな支出でございます。

8款土木費は支出済額8億5,265万3,416円で、歳出総額に対する構成費は8.2%です。対前年度比では1.1%、961万7,060円の増額であります。2項道路橋梁費、3項河川費の増額などによるところであります。

10款教育費は支出総額12億5,402万3,957円で、歳出総額の12.1%に当たります。対前年度比は19.6%、2億538万4,759円の増額でありました。1項教育総務費中、施設整備費の増額などによるものでございます。

次に12款公債費は支出総額6億8,630万1,214円で、歳出総額の6.6%を占めています。前年度比と比べますと69.8%、金額にしまして2億8,217万8,520円の増額であります。長期借入金を繰り上げて償還したことによるものでございます。

13款諸支出金は支出総額4億3,783万2,573円で、歳出総額に占める割合は4.2%であります。主には公共施設整備基金に1億円、教育施設整備基金に2億500万円、子ども子育て基金に1億円を積み立てました。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要であります。

次に特別会計について説明いたします。1ページにお戻りください。

会計別決算総括表の下から2行目が20ある特別会計の合計額です。

歳入総額54億3,156万7,307円、歳出総額52億8,302万4,247円、歳入歳出差引額は1億4,854万3,060円で実質収支額も同額でございます。

それでは、表の上から3行目の国民健康保険特別会計から順に説明いたします。

国民健康保険特別会計は歳入総額が15億9,291万4,636円、歳出総額15億5,845万8,008円、歳入歳出差引額は3,445万6,628円で実質収支額も同額です。

なお、決算状況等につきましては、本資料32ページに掲載してありますのでのちほどご覧ください。

次に後期高齢者医療特別会計ですが、歳入総額が4億2,943万6,436円、歳出総額4億2,872万8,816円、差引額は70万7,580円で実質収支額についても同額で

ございます。

この会計の決算状況等につきましては、本資料33ページに掲載されてありますので、のちほどご確認ください。

次に介護保険特別会計は歳入総額23億4,010万6,198円、歳出総額22億3,297万4,306円、差引額は1億713万8,892円で実質収支額についても同額でございます。

この決算状況につきましては、本資料34ページに掲載してありますのでご覧ください。

次に介護サービス事業特別会計は、歳入歳出の総額それぞれ876万3,694円でございます。

簡易水道事業特別会計につきましては歳入総額6億4,054万6,242円、歳出総額6億3,998万1,292円、差引額56万4,950円で実質収支額についても同額でございます。

農業集落排水事業等特別会計は収入総額2,943万1,591円、歳出総額2,942万8,401円、差引額3,190円で実質収支額についても同額でございます。

下水道事業特別会計は歳入総額3億7,832万5,810円、歳出総額3億7,590万7,750円、差引額241万8,060円で実質収支額についても同額でございます。

下部奥の湯温泉事業特別会計は歳入歳出の総額それぞれ677万2,321円でありました。

次に財産区関係の特別会計についてでございますけれども、12ある財産区特別会計それぞれの歳入総額、歳出総額、差引額、実質収支額については記載のとおりでありますので、ご確認いただきたいと思います。

一般会計および20ある特別会計を合計しますと、一番下の行になりますが歳入総額166億1,539万1,306円、歳出総額156億2,080万5,077円、歳入歳出差引額は9億9,458万6,229円で、翌年度に繰り越すべき財源としまして7,962万2千円を差し引きました実質収支額につきましては、9億1,496万4,229円でありました。

なお、一般会計および特別会計の主たる施策の成果につきましては、本資料の3ページから22ページにかけてお示ししてありますので、のちほどご覧ください。

以上、雑駁な説明でありましたがご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で会計管理者の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第6 報告第8号 令和2年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

担当課長から報告理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

報告第8号 令和2年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および同法第22条第1項の規定により令和2年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり

監査委員の審査意見書を付して報告いたします。

7月28日に中澤代表監査委員と福與監査委員によりまして、財政健全化法に基づく財政指標等について審査をしていただきました。

その結果につきましては、4枚目に添付してあります意見書のとおりでございます。

この健全化判断比率等につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により議会に報告するものであります。

それでは2ページをお開きください。

令和2年度の決算に基づく健全化判断比率であります。この比率には実質赤字比率から将来負担比率までの4項目があります。

まず実質赤字比率であります。この比率につきましては、普通会計のみの決算で赤字であるかどうかを判断する数値であります。本町は赤字ではありませんので数値は入りません。早期健全化基準は14.49%であります。

次に連結実質赤字比率であります。この比率につきましては、財産区を除くすべての会計決算の連結となります。この比率につきましても赤字ではありませんので数値は入りません。早期健全化基準は19.49%であります。

次に実質公債費比率であります。この比率につきましては普通会計、公営事業会計、さらに一般事務組合や広域連合等が入った連結となります。本町では峡南衛生組合や飯富病院、広域行政組合への債務にかかる負担金も加味された公債費の比率を示す数値であり、本町の数値はマイナス2.4%であります。令和元年度に比較し0.1%マイナスとなっております。早期健全化基準につきましては25%であります。

次に将来負担比率であります。この比率につきましては実質公債費比率よりもさらに地方公社、第三セクターを含めた連結になり、より広範囲で判断していく比率であります。本町におきましては、地方公社、第三セクター等ございませんので、実質的には実質公債費比率と同じ範囲で比較する率となります。

本町では、事業を実施する場合でもできる限り補助金、交付金等を活用し、町債の発行を抑え起債する場合は過疎債、合併特例債等の有利な起債を充当するとともに可能な限り繰上償還を実施しています。また、基金への積立にも努力してまいりました。

この結果、令和2年度決算も令和元年度と同様に将来負担額を充当可能財源等が上回り、将来負担比率はマイナスとなりました。このことは計算上、地方債などの将来負担額が将来、財政を圧迫する可能性は低いということであり、将来負担比率に数値は入らないこととなりました。早期健全化基準につきましては350%となっております。

本町の比率はいずれも早期健全化比率を下回っており、年々改善されておりますので財政は良好であると言えます。

次に下段の令和2年度決算に基づく身延町資金不足比率の状況であります。

この資金不足の状況につきましては、公営企業会計に属する会計の資金が不足しているかどうかを見るもので、身延町簡易水道事業特別会計をはじめ身延町農業集落排水事業等特別会計、身延町下水道事業特別会計、身延町下部奥の湯温泉事業特別会計の4会計の資金不足の比率はなく良好であります。国の示す経営健全化基準といたしましては20%であります。

なお、上段の健全化判断比率につきましては、この4項目のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て定め速やかに公表するとともに知事に報

告しなければなりません。また計画の実施状況を議会に報告しなければなりません。法律に基づき算定された各比率は早期健全化基準を下回っているわけではありますが、審査意見書にも指摘いただいたとおり引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、報告第8号の説明とさせていただきます。

○議長（柿島良行君）

以上で担当課長の報告理由ならびに内容説明が終わりました。

報告第8号については終結します。

令和2年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書及び令和2年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書が提出されていますので、中澤代表監査委員から報告を求めます。

中澤代表監査委員。

○代表監査委員（中澤俊雄君）

おはようございます。

昨年10月の臨時会でご同意をいただき、11月19日に町長から選任の辞令交付を受け代表監査委員に就任させていただきました中澤俊雄でございます。

監査委員としての職務に精励してまいりたいと考えてございますので、議員の皆さま方にはご指導を賜りますよう、よろしく願いいたします。

それでは認定第1号 令和2年度決算審査の報告をさせていただきます。

会計管理者から令和2年度決算につきまして詳細な説明がありました。重複するところもあるかと思いますが、監査委員の立場で報告をさせていただきます。

この監査は地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る7月26日から7月30日までの5日間、福興監査委員ともども、町長から提出されました各会計の歳入歳出決算書および附属資料が関係法令に基づき作成されているか確認すると同時に計数に誤りがないか、また予算の執行状況、さらには基金の管理、運用が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき審査を実施いたしました。

その結果が、皆さま方のお手元に配布をしております決算審査意見書に掲載してあります。

意見書は13ページからなっております。時間の関係もございまして、主なところを抜粋して報告させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

なお、金額の単位につきましては万円とさせていただきますので、併せてご了承をお願いいたします。

まず、意見書の4ページをご覧ください。

(1)の決算の概要であります。

令和2年度の一般会計および特別会計の予算現額は167億1,915万円で、これに対する決算額は歳入総額が166億1,539万円で収入率は99.4%となっております。

一方、歳出総額は156億2,080万円、執行率は93.4%、歳入歳出差引額は9億9,458万円で一般会計、特別会計のすべての会計において決算は黒字となっております。

それをまとめたものが、その下の表であります。

次に町債であります。

令和2年度末現在高は一般会計56億8,711万円、特別会計49億4,269万円、合計で106億2,980万円となっております。昨年度に比べ2億3,140万円の減となっ

ております。これは合併特例債を活用した事業に取り組んだ結果によるものであります。

次に（２）の収支決算の状況であります。

一般会計、特別会計合わせての実質収支は９億１，４９６万円であり、職員一人ひとりの経費節減等の努力の結果と思われま。

続きまして、５ページをご覧ください。

一般会計の概要ですが、４ページで決算の概要を説明しましたので説明は省略させていただきます。

次に（２）の歳入の状況であります。

予算現額１１１億５，０１７万円に対して収入済額１１１億８，３８２万円、予算に対する収入率は１００．３％となっております。

不納欠損額１，２５８万円につきましては、時効など法令に基づき処分したものであります。

また、収入未済額は８，４１７万円であります。この未済額につきましては、内容の分析や収納に対する工夫をし、適切な事務処理に努めた結果と思われま。

今後も公平性の観点と同時に、自主財源の確保を図るためにも実情を把握し的確な徴収方法を考え、未済額の減額により一層、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

６ページをご覧ください。

この一覧表につきましては、先ほど説明いたしました歳入の決算額をまとめたものでありますので、説明は省略させていただきます。

７ページをご覧ください。

（３）のア、歳出の予算執行状況であります。

予算額１１１億５，０１７万円に対しまして、支出済額が１０３億３，７７８万円で執行率９２．７％となっております。

下の表は款別にまとめたものでありますので、説明は省略させていただきます。

次に８ページをご覧ください。

歳出の性質別の執行状況でありますので、決算分析の参考にしていただきたいと思います。

次に９ページ、１０ページであります。この特別会計は、先ほど会計管理者が説明しましたので省略させていただきます。

１１ページをお開きください。

一般会計から特別会計への繰り入れ状況ですが、この表にお示ししてあるとおり、総額で１３億６，４１４万円となっております。

１２ページをご覧ください。

財産に関する調書ですが、これはお手元に配布してあります決算書付属資料の２３ページからの４．財産に関する調書をまとめたものでありますので、説明は省略させていただきます。

１３ページをお開きください。

基金の状況につきましては、関係書類、帳簿等と照合した結果、誤りはないものと認められました。

なお、基金の運用につきましては、その運用方法について、地方自治法に基づき安全かつ有利を基本により一層、創意工夫を重ねる必要があると思われま。

最後の審査の意見、指摘事項であります。

恐れ入りますが、お戻りいただきまして３ページをお願いいたします。

決算収支状況は、一般会計ならびに特別会計ともに実質収支において、すべて黒字決算となっており、職員の経費節減、事務事業の効率的な執行など積極的な努力が見受けられるところがあります。

歳入面につきましては、決算額において対前年度17億2,052万円、18.2%の増となっており、これは新型コロナウイルス感染症対策事業として国庫支出金が増加したためで前年度に比べ15億4,560万円、267.7%と大幅に増加しております。

町税の収入状況は、個人町民税は納税義務者の減少等により前年度に比べ1,662万円、マイナス3.6%の減額、法人町民税は事業所数の減少に加え新型コロナウイルス感染症の影響による法人税割の減少により対前年度4,611万円、マイナス37%の減額となっております。

一方で固定資産税は企業の設備等の増加により対前年度1億8,565万円、25.4%増額しており、町税全体の課税状況は対前年度1億1,550万円、7.9%の増額となっております。

なお、徴収状況につきましては、法人町民税は新型コロナウイルス感染症による売上げの減少により徴収猶予中の企業があり、収入未済額の増となっております。

入湯税につきましては、令和元年度の未執行者分を令和2年度において調定いたしましたが新型コロナウイルス感染症の影響等により全額未納となっております。しかしながら、徴税全体の徴収率につきましては94%、昨年比でマイナス0.6%に留まっており、コロナ禍の中ではありますが、徴収努力の結果が伺えます。今後もより一層の努力を望むものであります。

また、地方交付税は令和元年度までで合併算定替えの段階的縮減が終わり、令和2年度から一本算定に切り替わったこともあり、対前年度8,294万円、マイナス1.9%減額しております。

今後の町の財政状況を考慮いたしますと、人口減少対策などの税源確保のための方策と併せ歳出の抑制に努める必要があります。

次に使用料ならびに手数料につきましては、徴収率は向上しておりますが、公平性の観点からも、より一層徴収方法等に創意工夫をされ、収入未済額の減少に努めていただきたいところであります。

次に歳出面につきましては、義務的経費が前年度に比べ4億7,912万円、17.9%増となっております。

これは会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、これまで物件費とされていた臨時職員にかかる賃金がこちらに移動したため増額となったものであります。

また、起債を繰上償還したことにより公債費が2億8,217万円、69.8%増となったことが主な要因となっております。

投資的経費につきましては、補助事業の社会資本総合整備事業は減ったものの単独事業では公共施設の設備整備事業の増嵩により前年度に比べ2億2,326万円、20.3%の増加となっております。

その他経費につきましては、新型コロナウイルス感染症に対応するための事業として特別定額給付金事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実施により前年度に比べ10億1,533万円、21.2%の増加となっております。

最後におのおのの事業等につきましては、適正に執行されておりますが、厳しい財政状況の

中で限られた財源を有効に活用するため職員一人ひとりのおの事業等の目的、必要性、防止効果等を十分に検討し、是正改善等の見直しに積極的に取り組む必要があります。

続きまして、お手元にある報告第8号の令和2年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について報告させていただきます。

詳細な説明は財政課長から説明がありましたので、重複する点があろうかと思いますが、監査委員の立場で報告をさせていただきます。

令和2年度決算に基づく財政健全化審査を実施した結果、町長から提出されました関係書類等はすべて法令等に基づき作成されておりました。その結果が皆さま方のお手元に配布してあります財政健全化審査意見書に掲載してあります。

(1)の健全化判断比率の状況のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された各比率は、早期健全化基準をおのおの下回っております。特に昨年度に続き実質公債費比率は前年度を下回っており、今後も施策、事業の選択等による経費の節減、町債の発行、繰上償還の工夫等、中長期的な財政計画に基づき財政運用を行っていただき、引き続き財政の健全化に努めていただきたいと思います。

終わりに職員一人ひとりが常日頃、おのおの担当する業務はもちろんのこと、町政全般について創意工夫の努力を重ねていただき、町民が安心して住めるよりよい町づくりの実現に向けて、まい進することを望むものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（柿島良行君）

令和2年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書及び令和2年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書の報告が終わりました。

ここで、中澤代表監査委員は退席となります。

中澤代表監査委員におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき厚く御礼を申し上げます。

（ 退 席 ）

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時20分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

日程第7 議案第71号 身延町あけぼの大豆拠点施設条例の制定について

日程第8 議案第72号 身延町下部農村文化公園条例の制定について

日程第9 議案第73号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について

以上の3議案は産業課所管の条例案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

それでは議案第71号、議案第72号、議案第73号について一括して説明させていただきます

ます。

議案第71号 身延町あけぼの大豆拠点施設条例の制定について。

提案理由につきましては、身延町あけぼの大豆拠点施設において住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供する公の施設として位置付けるために、身延町あけぼの大豆拠点施設条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由です。

条例の制定の背景につきましては、身延町あけぼの大豆拠点施設は身延町まち・ひと・しごと総合戦略で推し進めているあけぼの大豆による農業振興、6次産業化事業、雇用の創出に資する施設として、その役割を担っております。

今後、さらに機能強化を図るため、令和4年度に検討している指定管理者制度の導入に向けて公の施設とする必要があり、現行の身延町あけぼの大豆拠点施設規則を廃止して、新たに身延町あけぼの大豆拠点施設条例を制定する必要が生じたためです。

身延町あけぼの大豆拠点施設条例の内容につきましては、第1条の設置から第23条の委任まで、また別表第1（3条関係）、別表第2（第13条関係）で構成しております。

このうち主な内容について説明させていただきます。

第1条関係、設置目的につきましては、本町の特産品であるあけぼの大豆を一元的に集荷し、および選別することにより、その高い品質を確保するとともに貯蔵施設の活用による出荷時期の調整、加工品の製造による有利販売等により生産および流通の拡大を図り、もって町の地場産業の活性化に寄与するためであります。

次に施設の種類につきましては、別表第1に掲げるとおりとなっております。

続きまして事業の内容、第4条関係につきましては、あけぼの大豆の集荷および選別、出荷調整、加工品製造、有利販売に関すること、またあけぼの大豆による地場産業の活性化に関して町長が必要と認めることとなっております。

使用料につきましては、第13条、第14条、第15条関係で定めており、別表第2に掲げるとおりとなっております。

続きまして、指定管理者による管理につきましては第17条、第18条、第19条、第20条、第21条関係において指定管理者による管理を行わせることができることを定めております。

この場合、利用料金は指定管理者の収入とし、使用料に0.8から2.0を乗じて得た額の範囲内で町長の承認を受けて指定管理者が定めることができることとなっております。

施行期日は令和3年10月1日からとしております。

続きまして議案第72号 身延町下部農村文化公園条例の制定について。

提案理由につきましては身延町下部農村文化公園に新たな機能を追加し、これまでとは異なる管理運営方法となるため、身延町下部農村文化公園条例の全部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由です。

条例制定の背景につきましては、身延町下部農村文化公園は国道300号沿いの駐車場と併せて道の駅しもべを構成する主要施設です。

平成9年のオープンから身延山、下部温泉など町の主な観光地と富士五湖を結ぶ中間に位置し、農林産物・特産品の直売、味噌作り体験、また観光客の休憩地、地域情報の発信および提供など、その役割を担っております。

現在検討を進めている施設のリニューアルにつきましては、コワーキング施設、キャンプ場等

を併設することで、より幅広い層の集客とともにバーベキュー施設など既存の施設の利用促進が期待されます。これまでとは異なる管理運営方法となるため、身延町下部農村文化公園条例の全部を改正する必要性が生じたためです。

内容につきましては、第1条の設置から第23条の委任まで、また別表第1（第3条関係）、別表第2（第13条関係）で構成されております。

設置目的につきましては、身延町の緑豊かな自然の中で地域資源の保全と活用を図り、併せて都市住民との交流と地域振興に資するため、身延町下部農村文化公園を設置するというところでございます。

施設の種類につきましては、別表第1に掲げたとおりとなっております。

次に使用料につきましては、第13条、第14条、第15条関係で定めており、別表第2に掲げるとおりとなっております。

指定管理者による管理につきましては、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条関係において、指定管理者による管理を行わせることができることを定めております。

この場合、利用料金は指定管理者の収入とし、使用料に0.8から2.0を乗じて得た額の範囲内で町長の承認を受けて指定管理者が定めることができることとなっております。

施行期日は令和4年4月1日からとしております。

続きまして議案第73号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について。

提案理由につきましては、健康増進施設建設に伴い、身延町下部温泉朝市の広場が消防機庫の代替地となるため、身延町特産品振興条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景につきましては、下部温泉駅西側に予定している健康増進施設建設に伴い身延町下部温泉朝市の広場が消防機庫の代替地となるため、身延町特産品振興条例の一部を改正する必要性が生じました。

朝市の広場では、新型コロナウイルス感染症の影響により昨年から活動を行っていませんが、新たに建設される健康増進施設において農林産物の直売するスペースの確保について、生産者の希望に応じて検討されることになっております。

改正の内容につきましては、第2条の表身延町特産品振興施設の項を削除。また別表身延町特産品振興施設の項を削除いたします。

施行期日は令和3年10月1日からとしております。

以上、議案第71号、議案第72号、議案第73号の説明といたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第10 議案第74号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

それでは議案第74号の説明をさせていただきます。

議案説明書の9ページをご覧ください。

身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。

古関診療所施設の移転ならびに峡南高校の廃校に伴い、バス停の名称を改めるため身延町町営バス条例の一部を改正する必要が生じました。

内容でございます。

古関診療所の移転ならびに峡南高校の廃校に伴い、身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例第7条第2項および第3項中「古関診療所」を「旧古関診療所」に、「峡南高校入口」を「旧峡南高校入口」に改めるものでございます。

施行期日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第74号の説明に代えさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（柿島良行君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第11 議案第75号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

それでは議案第75号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、議案説明書に基づき説明をさせていただきます。

10ページをご覧ください。

提案理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設置及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）の施行に伴い、身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由です。

条例改正に至った背景等でございますが、本年3月23日公布の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設置及び運営に関する基準等の改正により家庭的保育事業者等の諸記録作成、保存等についての規定が一部改正されたため、この改正を踏まえ本町の条例についても所要の改正を行います。

内容でございますが、家庭的保育事業者等の業務負担軽減を図る観点から諸記録の作成、保存等書面で行うことが規定、または想定されていたものにつきまして、原則として電磁的記録による対応を認めるものとします。

身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例中、48条の次に第6章および第49条を加え、電磁的記録について規定いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第12 議案第76号 身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤基君）

議案第76号 身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

デジタル庁設置法およびデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されまして、行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律が改正されました。

このため身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

議案説明、11ページをご覧ください。

提案いたします背景等につきましては、令和3年5月19日に公布されましたデジタル改革関連法による複数ある施行期日のうち、令和3年9月1日に施行されるデジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定によりまして本条例の改正が必要になったためであります。

改正内容についてご説明いたします。

内閣にデジタル庁を設置することとなり、従前の特定個人情報等に係る主管が総務省からデジタル庁に移管され、デジタル庁の長が内閣総理大臣となったため、身延町特定個人情報保護条例の第33条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものであります。

また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条の規定によりまして、番号法第19条の改正により新たに番号法第19条に4号が追加されることに伴いまして、現行の番号法第19条第4号から第16号までの規定が1号ずつ繰り下がったことになったため、身延町特定個人情報保護条例第33条中の番号法第19条第7号を番号法第19条第8号に改めるものであります。

なお、この番号法というのは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の通称であります。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行しまして令和3年9月1日から適用いたします。

以上で議案第76号の提案理由および内容説明を終わります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第13 議案第77号 令和3年度身延町一般会計補正予算（第4号）

日程第14 議案第78号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第79号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第80号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

以上の4議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第77号 令和3年度身延町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,344万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億9,642万8千円といたしました。

それでは、お手元の概要書により説明させていただきます。

概要書の1ページをご覧ください。

第2表繰越明許費について説明いたします。

9款1項消防費、消防車両等整備事業1,035万円を明許繰越といたしました。これは普通消防積載車購入事業について、安全性能等の仕様の変更に伴い、発注から納期まで年度内に納車が確保できないために翌年度に繰り越すものです。対象事業は普通消防積載車1台購入で、配備先は身延第4分団第3部の塩之沢地区であります。

第3表地方債の補正について説明いたします。

第3表地方債補正により地方債の限度額を変更いたします。

旧合併特例事業債は9,430万円を増加し、補正後の限度額を4億590万円といたしました。増額の変更の要因は、下部農村文化公園改修事業および大河内複合施設整備事業に同事業債を充当するためであります。充当率95%、交付税措置70%です。

下部農村文化公園改修事業に8,800万円を充当し、対象工事は記載のとおりであります。

大河内複合施設整備事業に630万円を充当し、対象工事は記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

緊急自然災害防止対策事業債は4,200万円を追加し、補正後の限度額を5,200万円といたしました。増額変更の要因は、令和3年度緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、林道改良事業に同事業債を充当するためであります。充当率は100%、交付税措置は70%です。

林道改良事業に4,200万円を充当し、対象工事は記載のとおりでございます。

歳入予算について増額の主な理由についてご説明いたします。

15款国庫支出金907万9千円を増額いたしました。

1項1目民生費国庫負担金、低所得者保険料軽減負担金631万4千円を増額いたしました。これは介護保険制度改正により低所得者の保険料を軽減するものであります。

1項2目衛生費国庫負担金、保健衛生費国庫負担金115万9千円を増額いたしました。これは新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金であります。

16款県支出金412万8千円を増額いたしました。

1項1目民生費県負担金、低所得者保険料軽減負担金315万7千円増額いたしました。これは介護保険制度の改正により低所得者の保険料を軽減するものであります。

3ページをお開きください。

2項3目衛生費県補助金、保健衛生費補助金75万円増額いたしました。これは不法投棄未

然防止事業補助金であります。不法投棄未然防止ネットフェンスを中山地内に設置するための補助金であります。

1 9 款繰入金 5, 2 1 4 万 1 千円を増額いたしました。

1 項 8 目教育施設整備基金繰入金 4, 4 0 8 万 8 千円を増額いたしました。これは中学校建設事業費に充当いたします。

1 項 1 3 目森林環境譲与税基金繰入金 7 2 3 万 9 千円増額いたしました。これは林業振興費に 2 0 万 6 千円を充当し、中学校建設事業費に 7 0 3 万 3 千円を充当いたします。

2 2 款町債 1 億 3, 6 3 0 万円を増額いたしました。町債の増額につきましては、「第 3 表地方債補正」の説明のとおりであります。

歳出予算について増減額の主な理由についてご説明します。

1 款議会費について説明いたします。4 ページをお開きください。

1 項 1 目議会費、細目 1 議会事務費に 2 9 万 7 千円計上いたしました。これは議員用タブレットのカバーおよびタッチペンの購入であります。

2 款総務費について説明いたします。

1 項 7 目情報化推進費、細目 4 I C T 活用事業費のその他業務委託料に 1, 1 0 4 万 5 千円を計上いたしました。これはデジタルデバインド対策の業務委託になります。

9 目交通安全防犯対策費、細目 3 防犯対策事業費の負担金、補助及び交付金に 2 5 3 万 7 千円計上いたしました。これは防犯灯建設事業補助金で対象区は記載のとおりであります。補助率は 2 分の 1 でございます。

5 ページをお開きください。

1 1 目まち・ひと・しごと創生事業費、細目 1 4 結婚・出産支援事業の扶助費に 2 0 0 万円計上いたしました。これは不妊治療の医療費を助成するものであります。

3 款民生費について説明いたします。

1 項 7 目障害福祉費、細目 2 障害福祉事業費に 7 0 2 万 4 千円計上いたしました。これは令和 2 年度国県負担金の精算に伴う返還金であります。

6 ページをお開きください。

2 項 6 目静川保育所費、細目 3 静川保育所管理費に 4 8 万 7 千円計上いたしました。これは保育所 1 階トイレ幼児用便器取り替えおよび 2 階トイレ水漏れ修繕工事費であります。

4 款衛生費について説明いたします。

1 項 2 目予防費、細目 3 成人保健事業費の負担金、補助及び交付金に 1 7 7 万 1 千円計上いたしました。これは健診情報連携システム改修事業に伴う負担金であります。

7 ページをお開きください。

4 目環境衛生費、細目 2 環境衛生事業費の工事請負費に 2 4 4 万 2 千円を計上いたしました。これは不法投棄防止柵設置を中山地内の県道遅沢静川線沿いに設置するためのものです。

6 款農林水産業費について説明します。

1 項 3 目農業振興費、細目 2 農業振興事業費の負担金、補助及び交付金に 2 0 0 万円計上いたしました。これは有害鳥獣防除用施設の設置に伴う補助金であります。

細目 6 下部農村文化公園事業費の設計・測量委託料に 3 7 4 万円を計上いたしました。これは下部農村文化公園改修工事に伴う監理業務委託であります。

工事請負費に 8, 8 9 3 万 5 千円計上いたしました。これは下部農村文化公園改修に伴う建

築外構・機械設備・電気設備工事費であります。

8ページをお開きください。

2項2目林業土木費、細目2林業土木事業費の工事請負費に4,203万6千円を計上いたしました。対象工事は林道樋之上線舗装工事、林道三石山線法面改良工事、林道相又線路側工事になります。

9ページをお開きください。

9款土木費について説明いたします。

1項1目土木総務費、細目4その他土木総務費の設計・測量委託料に880万円計上いたしました。これは町道田原宮木線に伴う用地測量業務委託であります。

2項1目道路橋梁維持費、細目1道路橋梁維持管理費では、区長要望による対応をするための町道修繕費に500万円計上いたしました。また道路整備事業費として、身延地区に1千万円、下部地区に1千万円、中富地区に1千万円計上いたしました。

4項1目都市計画総務費、細目2都市計画総務事業費に146万3千円計上いたしました。これは都市計画基礎調査に伴う検討図面等の作成業務委託であります。

10ページをお開きください。

5項1目住宅管理費、細目4西嶋第2団地管理費に126万5千円を計上いたしました。これは西嶋第2団地屋外排水管詰まり除去および排水管修繕工事費であります。

6項1目下水道総務費、細目2下水道事業特別会計繰出金の下水道事業特別会計繰出金に286万円計上いたしました。これは国道52号線舗装工事に伴う下水道マンホール段差修繕費へ繰り出します。

10款教育費について説明いたします。

1項3目施設整備費、細目2中学校建設事業費のその他業務委託料に1,202万3千円計上いたしました。これは身延中学校新校舎等建設用の木材を乾燥して製材加工を行う業務委託でございます。

11ページをお開きください。

工事請負費に4,408万8千円計上いたしました。これは身延中学校新校舎等建設に伴う送水管・配水管布設工事費であります。

細目4健康増進施設建設事業費の工事請負費に500万円計上いたしました。これは奥の湯・雨河内源泉管布設工事であります。

2項3目教育委員会学校管理費、細目1小学校総務管理費の使用料及び賃借料事務機器リース料に83万6千円を計上いたしました。これは教員用タブレット30台分のリース料、4カ月分であります。

3項3目教育委員会学校管理費、細目1中学校総務管理費の使用料及び賃借料、事務機器リース料に50万2千円を計上いたしました。これは教員用タブレット18台分のリース料、4カ月分であります。

12ページをお開きください。

4項2目公民館費、細目1公民館運営事業費の集落公民館整備事業費補助金に102万3千円計上いたしました。対象集落公民館は波木井三区・上大島・昭和組集落公民館で補助率は3分の1であります。

5項4目総合文化会館費、細目3総合文化会館管理費の修繕に288万円計上いたしました。

これは総合文化会館消防用非常放送盤および舞台ぶどう棚修繕工事費であります。

5目和紙の里費、細目3和紙の里管理費の設計・測量委託費に591万8千円計上いたしました。これは和紙の里空調設備修繕のための設計業務委託費であります。

13ページをお開きください。

13款諸支出金について説明いたします。

1項16目森林環境譲与税基金費、細目1森林環境譲与税基金の基金積立を607万3千円減額計上いたしました。

引き続きまして議案第78号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ523万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,065万5千円といたしました。

それでは、お手元の概要書により説明させていただきます。

概要書の13ページをお開きください。

歳入予算について、増額の主な理由についてご説明します。

10款諸収入523万円を増額いたしました。

3項6目雑入523万円における増額は、令和2年度事業による令和3年2月診療分の額の確定によるものであります。

歳出予算について、増額の主な理由についてご説明いたします。

7款諸支出金523万円を増額いたしました。

1項3目その他償還金、償還金、利子及び割引料に523万円を計上いたしました。これは令和2年度国民健康保険診療報酬の還付金であります。

引き続きまして議案第79号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,048万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,012万9千円といたしました。

それでは、お手元の概要書により説明させていただきます。

概要書の14ページをお開きください。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款保険料1,178万3千円を減額いたしました。

1項1目第1号被保険者保険料、現年度分特別徴収保険料1,178万3千円減額いたしました。これは介護保険制度改正により低所得者の保険料を軽減するためであります。

4款支払基金交付金541万8千円を増額いたしました。

1項1目介護給付費交付金、介護給付費交付金過年度分541万8千円を増額いたしました。これは介護保険給付による事業等の年間所要額を見込み、各機関への変更申請に基づき増額したものです。

7款繰入金1,262万6千円を増額いたしました。

1項3目低所得者保険料軽減繰入金1,262万6千円を増額いたしました。これは介護保険制度改正により低所得者の保険料を軽減するためであります。

歳出予算について増額の主な理由についてご説明します。

2款保険給付費につきましては、財源組み替えであります。

5款諸支出金2,048万8千円を増額いたしました。

1項1目第1号被保険者還付金、償還金、利子及び割引料に30万円計上いたしました。こ

これは第1号被保険者に対する過年度保険料還付に対応するためであります。

1項3目国庫支出金等償還金、償還金、利子及び割引料に1,937万4千円を計上いたしました。

15ページをお開きください。

これは令和2年度介護給付費・地域支援事業・介護保険事業の超過交付に伴う返還金であります。

1項3目国庫支出金等償還金、繰出金に81万4千円を計上いたしました。これは令和2年度介護保険関係国庫支出金等の精算に伴う一般会計への繰出金であります。

続きまして議案第80号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましても、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億798万1千円といたしました。

それでは、お手元の概要書により説明させていただきます。

概要書の15ページをお開きください。

歳入予算について増額の主な理由についてご説明いたします。

4款繰入金286万円を増額いたしました。

1項1目中富下水道事業一般会計繰入金286万円の増額ですが、これは中富下水道事業の維持管理を実施するためであります。

歳出予算について増額の主な理由についてご説明いたします。

1款下水道事業費286万円を増額いたしました。

2項1目中富下水道事業維持管理費、修繕費に286万円計上いたしました。修繕の内容は国道52号線舗装工事に伴う下水道マンホール段差修繕工事費であります。

以上で議案第77号から80号までの内容説明とさせていただきます。

ご審議をよろしく願いいたします。

○議長(柿島良行君)

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

以上をもちまして本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして本日は散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長(大村隆君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前11時04分

令和 3 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 2 日

令和3年第3回身延町議会定例会（2日目）

令和3年9月2日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月幹也	副	町	長	笠井祥一														
教	育	長	保坂新一	総	務	課	長	遠藤基												
会	計	管	理	者	小	笠	原	正	人	企	画	政	策	課	長	幡	野	弘		
交	通	防	災	課	長	佐	藤	成	人	財	政	課	長	佐	野	美	秀			
税	務	課	長	伊	藤	克	志	町	民	課	長	穂	坂	桂	吾					
福	祉	保	健	課	長	望	月	融	観	光	課	長	佐	野	和	紀				
子	育	て	支	援	課	長	松	田	宜	親	産	業	課	長	高	野	修			
建	設	課	長	望	月	真	人	土	地	対	策	課	長	伊	藤	天	心			
環	境	上	下	水	道	課	長	水	上	武	正	下	部	支	所	長	内	藤	哲	也
身	延	支	所	長	千	頭	和	康	樹	学	校	教	育	課	長	深	沢	泉		
生	涯	学	習	課	長	中	山	耕	史	施	設	整	備	課	長	羽	賀	勝	之	

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 大村 隆
録音係 若狭 秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

冒頭ですが広報編集委員会 赤池委員長より広報の写真撮影のため、カメラの設置の要望がありましたので、これを許可します。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで高野産業課長から昨日の議案説明について訂正の発言の申し出がありましたので、これを許します。

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

よろしく申し上げます。

昨日お配りした議案説明書の記載と私の内容説明の中で誤りがありましたので、ご訂正をお願いし、お詫び申し上げます。

お配りいたしました議案説明書1ページをお願いします。

議案第71号 身延町あけぼの大豆拠点施設条例の制定についての説明の中で内容（概要）のうち背景等の7行目、「身延町あけぼの大豆拠点条例」と記載されておりましたが「身延町あけぼの大豆拠点施設条例」と訂正いたします。

次に3ページをお願いします。

施行期日について、「令和3年10月1日」と説明いたしましたが「公布の日から施行する」に訂正いたします。

次に8ページをお願いいたします。

議案第73号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例の説明の中で、施行期日について「令和3年10月1日」と説明いたしましたが「公布の日から施行する」に訂正いたします。

誠に申し訳ありませんでした。

○議長（柿島良行君）

次に佐野財政課長から昨日の議案説明について訂正の発言の申し出がありましたので、これを許します。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

昨日の議案第77号 令和3年度身延町一般会計補正予算（第4号）の説明の中で、「8款土木費」と言うべきところを「9款土木費」と間違った発言をいたしました。訂正し、お詫び申し上げます。

次に議員の皆さまに提出いたしました議案第78号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の予算書の印刷に不備がありましたので、議員の皆さまに再度配布いたしました。差し替えをお願いいたします。

大変申し訳ありませんでした。

○議長（柿島良行君）

財政課長、不備の内容は、内容ではないんですよね。不備の内容は、

○財政課長（佐野美秀君）

印刷のミスであります。

内容のミスはございません。印刷のミスであります。

大変申し訳ありませんでした。

日程第2 一般質問を行います。

通告の1番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

提出をいたしました質問要旨に従いまして、一般質問をただいまより行います。

まず、第1番目でございます人口減少抑止のための施策の推進についてでございます。

6月26日の新聞報道によりますと、総務省が25日公表した国勢調査速報値では山梨県の人口は2.9%減少し81万427人でございます。5年前の前回調査から2万4,503人少なくなったということでございます。県内27市町村のうち21市町村で人口が減少し、増加は6市町村に留まったということでございます。人口減少率の最大は本町の、身延町の15.9%、2,014人の減少であります。この数字は全国で19番目に減少幅が大きかったということでございます。

人口減少は地域力の低下、すなわち地域が抱える問題・課題を住民が関心を持ち、参加し、解決していく総合的な力の衰退を意味するものであります。したがって、地域力の低下は住民自治の危機でもあるかと思えます。かかる現状を他人事だと傍観してはいけないうふう強く感じております。あらゆる施策は「人口減少抑止のためにある」との考え方を基本原則として、悲観論に陥ることなく、悲観論を克服して町民・町・議会が一体となり連携・協働する中で、希望と活力に満ちた全世代型のまちづくりを推進していく必要があると思いますが、町長の所感をお伺いします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

日本の人口は昭和49年、1974年となりますが、この年以降、合計特殊出生率が人口を維持する水準の2.07を下回りまして平成20年、これは2008年ですけれども、1億2,808万人をピークに減少を続け、人口減少、高齢化はさらに加速的に進行しておりまして、人口急減、超高齢化時代となっております。

本町の人口は昭和22年、1947年の4万91人をピークに減少を続けており、6月25日の令和2年度国勢調査人口速報集計結果は1万655人で前回、平成27年の1万2,669人から2,014人、減少をいたしました。

急激に進行する人口減少は将来的に経済、産業活動や生活関連サービスの縮小、社会保障費の増加、地域コミュニティ機能の低下など社会に様々な影響を及ぼします。

本町では、平成26年に制定されたまち・ひと・しごと創生法の基本理念に則り、人口の減少に歯止めをかけ、住みよい環境を確保して活力ある社会を維持していくことを目指し、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

また、この取り組みにあたりましては、町民からなる産業、教育、金融、報道等の幅広い分野における経験者と行政、そして議会から議員2名の参加をいただき組織いたしました総合戦略推進委員会による効果検証と計画推進が取り組まれ、企業誘致等による雇用の確保や子育て支援の充実などが図られてきております。

超高齢社会、少子化に伴う自然減と都会への人口流出の流れを断ち切り、人口減少に歯止めをかけることは容易なことではありませんが、令和元年度の町民アンケートにより明らかとなった理想とする子どもの数3人と、町の人口規模は1万人以上を維持したいという希望をかなえていくためにも、議員がおっしゃるとおり町民・町・議会が同じ方向を向いて一体となり身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略をより一層、力強く推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ぜひとも、私が先ほど申し上げましたとおり、あらゆる施策は人口減少の抑止のためにあるという、そういう基本的な原則に則って仕事をしていただくようお願いをいたします。

引き続きまして、山梨県による盛り土の緊急点検調査についてお伺いをいたします。

7月3日に発生いたしました静岡県熱海市伊豆山地区の土石流災害では、死者、行方不明者が30名近くにのぼる都市型住宅地における大規模な災害となったわけでありまして。

そのような中、山梨県は7月8日、静岡県熱海市の土石流を踏まえまして、県内の盛り土を伴う造成地など66カ所を緊急点検すると発表いたしました。対象は下流域に土砂災害警戒区域がある太陽光発電施設でありますとか盛り土などで、7月中に点検を終えたということですが、その調査の内容、そして本町の対象となった箇所および、その調査結果についてお伺いをいたします。併せて、地域住民の「安全・安心」を確保するための土石流災害防止のための取り組みについて、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

点検内容につきましては、盛り土の主な緊急点検項目に基づき盛り土の健全度を確認するため、はらみや亀裂などの変状がないか、また降雨などによる盛り土への影響を防ぐため排水溝の破損や詰まりなど排水処理施設が適正に機能しているか等であり、本町において対象となった盛り土は、山梨県から許可を受けた身延町遅沢地内の建設残土処理施設です。

緊急点検は令和3年7月13日に行われ、私も参加させていただきましたが、点検の結果、指摘事項等はございませんでした。

町では多発化、激甚化する土石流等の土砂災害から住民の生命・財産を守るために国、県と連携してソフト対策とハード対策に取り組んでおります。

まず、ソフト対策として土砂災害の恐れのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備を推進し、円滑な避難の促進に努め、また土砂災害の恐れのある地域で開発抑制のため土砂災害警戒区域の指定促進等に取り組んでおります。

ハード対策としては、山梨県が中心となって土砂災害に対して、これを防止するための砂防堰堤等の整備推進に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

自然災害、想定外の災害が数多く頻発をしている中で、住民の安心・安全、そして生命・財産を守るために全力を投球して尽力をしていただきたいと思います。

引き続きまして、サテライトオフィスを含むこれからの企業誘致についてお尋ねをいたします。

平成30年第3回定例会一般質問における「サテライトオフィスの開設に伴う企業誘致について」の中で、「今後における町の企業誘致に対する基本的な考え方は」との質問に、企画政策課長は「外からの力に依存する産業振興は難しいため、新産業の創出が課題である。企業立地促進の方針としては、環境への負荷が少ない、地元雇用率の高い企業誘致を図る」と答弁しております。

また、令和2年第2回定例会一般質問における「新型コロナウイルス感染拡大を機に取り組むべき新たな施策について」の中で、「企業ではテレワークが可能なサテライトオフィスへの関心が高まっている。山梨県のメディカル・デバイス・コリドー構想も念頭に置き、町内にある未利用公共施設にサテライトオフィスを開設し、企業誘致を推進すべきである」との質問に、企画政策課長は「令和2年3月に策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、地域に根ざした雇用の創出を目的としてサテライトオフィスの誘致を推進する施策となっている。新型コロナウイルス収束後は引き続き、このサテライトオフィスの誘致について、あらゆる角度から推進していく」と答弁しておりますが、未利用公共施設の利活用を含めたこれからの企業誘致の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

企業誘致は新規雇用を創出し、近隣からの通勤者の増加も見込まれ、定住の促進や人口流出の抑制、生活の安定、また経済活力の維持や向上にも結びつく重要な施策であると考えております。

企業誘致の近年の実績といたしましては、令和元年度に下山工業団地に株式会社キーテックが進出し、岐阜プラスチック工業株式会社が工場の増築を行っています。また、令和2年度に旧下部小学校を使用して、ヘルスサポートサンリ株式会社が創業するなど企業誘致による成果が上がっております。

現在進めている企業誘致の取り組みにおいて、企業の立地につきましては、中部横断自動車道の開通により立地条件も向上する機会であることから、企業誘致候補地調査業務委託により1カ所あたり5千平方メートルを超える面積を確保できる企業立地候補地10カ所をリストアップする調査を行い、立地を検討している企業に対して資料提供を行えるように整備し、未利用公共施設の利活用を含めて企業誘致を強力に進めていきたいと考えております。

また、サテライトオフィスの誘致につきましては、今年度はマッチングイベントに参加し、IT関連事業者など250社へ向けて身延町のPRを行いました。

現在、ソフトウェア開発業者やインターネット、web活用事業者など12社が本町での事業展開に興味を示しており、今後企業との相談、調整を進めていき誘致につなげたいと考えております。

現在、令和4年度から8年度を計画期間とする身延町総合計画後期基本計画の策定を進めております。企業誘致につきましては、前期計画に引き続き後期計画においても地域産業の振興強化に取り組むとともに、環境への負荷が少ない企業の誘致と地域に根ざした雇用の創出に向け、今後も積極的に推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

引き続きまして、新たなまちづくり構想についてお尋ねをいたします。

平成30年第4回定例会における「公共施設を核とした新たなまちづくりと地域ブランドイメージの確立について」の中で、「3町合併以後「町の中心」が不明確。近い将来、役場を含めた公共施設の中心部への移転が必要である。このためには、移転を伴う新たなまちづくり構想（ランドデザイン）を描くことが求められるが、当局の考え方は」との問いに、企画政策課長は「公共施設の拠点となる役場庁舎の移転は、利便性等を考えた場合、町の中央付近へという考え方も出てくる。身延町総合計画では、効率的で地域活力を生み出す土地利用の推進を基本方針とし、豊かな土地利用を目指す。今後これらの実現に向けて、町民とコミュニケーションを図りながら、身延町の未来を明確にデザインして、どのような価値を高めるのかを議論していくことが必要だと考えている」と答弁をしているが、公共施設の中心域への移転に伴う新たなまちづくり構想の基本的な考え方についてお伺いをするとともに、町民に対してはできる

だけ早い時期に問題提起を行い、議論する場を設けるべきだと考えるが、当局の見解をお尋ねいたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

まちづくりにつきましては、身延町総合計画ならびにまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき現在、鋭意進めているところであります。

ご質問の公共施設の中心域への移転に伴う新たなまちづくり構想についてでございますが、公共施設の整備にあたりましては、社会状況や財政状況も踏まえる中で、事業の効果や効率性について十分検討するとともに、既存の公共施設の統合などの有効利用等を総合的に勘案し、町民の利便性も重視する中で整備を行うことが必要であると考えます。

本庁舎につきましては、合併時において当分の間は旧中富町役場に置き、新庁舎建設の検討を行うこととしておりますが、庁舎はご覧のとおり富士川の川幅が狭い護岸に位置することから、昨今の異常気象により豪雨災害に見舞われる危険性が高く、災害拠点の役割を担うためにも安全な場所への移転を検討しなければならない状況にあります。

私としましては、少子高齢化による人口減少に伴い、分散する公共施設を町の中心に集約することで行政の効率化や町民の利便性の確保・向上を図るコンパクトなまちづくりが必要になっていると考えております。

中学校の移転をはじめとし、本庁舎の移転の検討も進め、必要な地域ネットワークを確保しつつ本町の社会状況に合わせて段階的に進めてまいりたいと考えております。

私といたしましては、飯富、下山、このあたりが町の中心になると思っておりますので、医療機関、あと商業集積、工業団地、学校、これからの庁舎、そういうものを中心となる地区へ集約をしていくことは、将来を考えれば必要なことだと思って、今、進めております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

私、前から申し上げておりますが、公共施設を建てることはやっぱり、まちづくりと極めて関わりが深いものであります。新たなまちづくり構想を描いた上で新たな公共施設の建設を進めていただきたい。そして、それが地域の活性化にも私はつながるものだと考えておりますので、どうぞそのへんの政策形成にあたっては丁寧な仕事を今後、進めていただくようお願いを申し上げます。

引き続きまして、連携型中高一貫教育についてお尋ねをいたします。

令和元年第2回定例会における「連携型中高一貫教育について」の中で、「本年度より身延高校、身延中学校および南部中学校3校による連携型の中高一貫教育がスタートしたが、学力向上のための具体的な取り組みは」との質問に、教育長は「連携授業の中核をなす高校教員の中学校数学などの授業アシストにより、より分かりやすい授業になるものと信じている。学びの向学館事業では中学1年生を対象とした学習アシストを実施し、学力の土台作りの充実に努める」と答弁をしておりますが、連携型中高一貫教育のこれまでの成果と問題点、そして今後の

あり方についてお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

お答えをいたします。

身延高校、身延中学校および南部中学校による連携型中高一貫教育は平成31年度にスタートをし、本年度で3年目を迎えております。

当初から中高一貫教育事業として12事業を実施してまいりましたが、令和2年度はコロナの影響で残念ながら中止となった事業が2つございました。12事業のうち各校研修会、3校合同研修会を除く11事業につきましては、6年間の教育課程に位置付けされており、連携の教育目標である学力の向上、豊かな人間性の育成、地域との協働を具現化するための事業であります。

これらの事業につきましては、生徒および保護者からアンケートを取っております。そこで議員からの1つ目のご質問ですけれども、これまでの成果ということですが、アンケートの結果から学力向上関連の事業に対しまして、肯定的な意見が多数を占めているという結果が出ております。特に授業アシストでは、生徒および保護者とも、とても満足度の高い結果となっております。

生徒の自由記述では「とても授業が分かるようになった」「分からないところを質問できるようになった」「分からないところが分かるようになった」という感想が多数ございました。

教員の立場からは「授業の中で中学生に高校数学との関連性を伝える機会が所々にあり、その部分を高校教員が説明することで学力の高い生徒も、習熟度の低い生徒も学習意欲を高めている」という評価をしております。

これらのことから中学校の教員と高校の教員がそれぞれの生徒理解、ノウハウを共有する機会となり、教員の指導力向上につながり、その効果として中学生への一層分かりやすい授業に結び付いているとともに中学生の学習意欲の向上と基礎学力の定着につながる教育が展開されていることが成果であると捉えております。

次に2つ目のご質問、問題点についてであります。やはりこれは人的配置ということでございます。現在、中高一貫に係る加配は中学校が0.5人、高校は1人という状況でございます。中高が連携して、今まで以上に効果を高めることができる体制は中学校にも1人の加配が必要であると痛感をしております。

このことにつきましては、県の市町村教育委員会連合会や町教委の人事での取り組みを通じて県に要望していますが、残念ながら現在は0.5人の加配のままという状況で改善されておられません。引き続き要望を強めてまいりたいと考えております。

最後のご質問の今後のあり方でございますが、連携の教育目標である学力の向上、豊かな人間性の育成、地域との協働の3つの目標が具現化できるよう中高一貫教育の12事業を基軸とした教育を展開するとともに身延高校、身延中学校および南部中学校と連携をさらに強化し、6年間を通して確かな学力と豊かな人間性を育み、地域と協働してキャリア教育を進め、次代を担う人材を育成することに努め、中高一貫教育を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

教育に関しては、父兄の関心も非常に高うございます。そして特色ある教育は、逆に言うと地域の、これは移住定住にも大きな要素になると考えておりますので、ぜひとも学びの向学館事業を中心として、これからの連携型、中高一貫教育についてはいろんな、併設型とか同一学校型、いろいろありますけれども、連携型中高一貫教育を充実して特色ある教育の確立に努めていただくようお願いを申し上げます。

引き続きまして、観光サイトホームページの発信力の強化についてであります。

令和元年第4回定例会における「ホームページ「観光サイト」について」の中で、「身延町のホームページ観光サイトをリニューアルすべきであるとする。身延町における観光のポータルサイト、観光情報の入口であります。としての役割を担い、すべての情報発信拠点としての強化を図るべきだと考えるが当局の見解は」との質問に、観光課長は「町のホームページには、観光に特化したサイトも用意している。観光情報は常に最新の情報を提供することが大変重要である。課題である観光サイトの統合、また発信力の充実・強化については、観光情報発信の所管課と連携する中で、今後検討していく」と答弁をいたしておりますが、これからの町の観光サイトの発信力の充実・強化については、どのような方法で実施をしていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行という未曾有の事態に、人々の移動と交流の制限が長期化し、情報のあり方は人々の意識や行動にこれまでとは違う影響を与えています。

このような中で、インターネット利用者も急増し、人々が求める情報などデジタル媒体での活用がさらに加速をしています。現在、6月補正予算で議決をいただきました観光PR事業としまして、観光情報に特化したwebサイトの制作に取り組んでおります。

主な事業内容につきましては、観光情報webサイトを構築し、本町の特色を活かした様々なコンテンツの発信、観光スポットの紹介、町内の観光業者等とも連携したコラム形式による町の情報発信、イベント情報およびニュース記事の配信を行います。

また、広報展開としましては、インスタグラムなどのSNSを有効活用することにより、新サイトの周知効果を上げます。

次に、観光PR動画作成業務としまして、町内の観光スポットを魅力ある動画により案内し、誘客につながる動画を作成し、ユーチューブなどの動画サイトにて公開していきます。

次に、インスタグラム運用業務としまして、美しい本町の風景や町への愛着や誇りを感じさせる内容を配信し、発信されるコメントやダイレクトメッセージはマーケティング資料として活用することを想定しております。

次に、電子看板設置事業としましては、観光スポットにデジタルサイネージ（電子看板）を設置し、観光PR動画や観光情報を発信していきます。

観光情報は、常に最新の情報を提供することが重要であります。観光情報の一元化を念頭に

置きながら、検索がしやすく迅速な情報提供ができるよう、町内の関係職員、また町のホームページと連携した情報発信を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

補正予算で計上された各種事業、PR事業、ホームページに関わる事業でありますけれども、ぜひともこれだけの大きな事業でございます。効果的に実行されることを望んでおきたいと思っております。

次に観光振興ビジョンの策定についてであります。

令和2年第1回定例会における「新たな身延町観光振興ビジョンの策定について」の中で、「令和3年度以降の観光振興ビジョンについて、策定の計画はあるのか」との質問に、観光課長は「本町の観光振興の道しるべとなる令和3年度から5カ年の基本構想を策定するため、当初予算に観光振興ビジョン策定業務委託料を計上し、令和2年度の1年をかけて策定していく」と答弁をしておりますが、令和2年度において振興ビジョンは策定されませんでした。その理由についてお伺いをするとともに、今後のビジョンの策定についての基本的な考え方について、併せてお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

本町の観光振興の道しるべとなる、観光振興ビジョンの策定につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行という未曾有の事態により、本町におきましても、人々の移動と交流の場の制限が余儀なくされ、関係機関との意見交換等を実施できないと判断に至ったこと、また、観光振興ビジョンの推進母体となるNPO法人みのぶ観光センターのあり方について、同団体内において、現在も検討されていることなどから、令和2年度における観光振興ビジョンの策定を見送った形となりました。

このようなことから、観光振興ビジョンの策定につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、社会経済等の回復についても良好な状態を維持することが困難な状況にあるため、今後の感染拡大の動向に注視し、また、中部横断自動車道の開通後の地元地域の状況を勘案する中で、観光事業者等の参加によるワークショップの開催、また、観光の専門的知識を有する方々による検討委員会の立ち上げを想定し、広く意見を取り入れ、第2次総合計画や第2期総合戦略と整合性を取りながら、観光振興ビジョンの策定について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

理由はよく分かりましたが、できるだけ早い時期に観光振興ビジョンの策定をされるようお願いをいたしておきます。やっぱり現在の身延町の観光については、現状分析、それから問題

点、これからの方向性、やっぱり町が示して、それに基づいて事業実施をしていく必要があるかと思っておりますので、ぜひとも早急に対応されるようお願いを申し上げます。

引き続きまして、リンケージ農園、市民農園、貸農園のさらなる活用について、お尋ねをいたします。

令和2年第2回定例会における「コロナ後の社会を見据えた農業振興策及び移住・定住施策の拡充について」の中で、「リンケージ農園の魅力を高めるためには宿泊施設との連携が不可欠である。「田舎暮らし体験施設」など宿泊施設との協力体制をどのように進めるべきか」との質問に、産業課長は「宿泊施設との連携については、リンケージ農園の管理を委託している「みのぶ自然の里」が、利用者の募集を行うことで、「みのぶ自然の里」を通じた利用者が増えてい」と答弁をしておりますが、事業を一步進めるため、中山間地域における農業振興策に積極的に取り組んでいる「みのぶ自然の里」指定管理者との連携をさらに強化し、リンケージ農園の拡充を図るべきだと考えるが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

リンケージ農園とは都市と農村の交流を図り、農作業を通して滞在する機会を増やし、将来的には移住定住につなげていく滞在型農園です。令和2年度に引き続き、今年度も全13区画が利用されていますが、みのぶ自然の里の利用者が多いことから引き続き連携を密にしながら農泊による新たな耕作者の増加を図ってまいりたいと思います。

また、このところあけぼの大豆の作付けを目的として町外からの新規就農者が増加しております。リンケージ農園の利用対象者は、田舎暮らし体験施設、空き家土地バンク、みのぶ自然の里の利用者に限られておりますので、該当にならない耕作希望者に対しては、農業委員をはじめ地域の生産者の協力をいただいて遊休農地の斡旋を行っております。地域の荒廃農地化を未然に防ぐことにつながることから積極的に遊休農地の活用を推進しております。

市民農園として1年ごとに手続きを行うリンケージ農園に対して、中期的に営農を希望される耕作者には利用権設定による遊休農地の斡旋をするなど、耕作希望者が求める条件に柔軟に対応しながら農地の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

リンケージ農園のコンセプトというのは、関係人口とか交流人口の増加とか移住定住促進、それから農地の活用、空き家の整備等々、いろんな施策と結びついてくる、私は重要な施策だと考えております。

一般的に、なかなかこのリンケージ農園、浸透してはいないようでありますけども、ぜひとも、この事業、コンセプト、考え方を中心により充実、拡充をされるようお願いをいたします。

引き続きまして、これからの下部農村文化公園のあり方についてお尋ねをいたします。

令和2年第2回定例会における「下部農村文化公園「道の駅しもべ」のこれからの取り組みについて」の中で、「公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画の策定作業が進められ

ているが、「道の駅しもべ」のリニューアルや縮小、廃止をも含むこれからの取り組みについて町の考え方は」との質問に、産業課長は「身延町公共施設在り方検討委員会」による「身延町個別施設計画策定に関する第1次提言書」によると、「引き続き指定管理制度を導入した上で、工夫改善を図りながら施設の継続が望ましいとの意見をいただいた。建設から23年を経過した施設のリニューアル、他施設との機能複合、施設の指定管理の形態も含めて検討したい」と答弁をしているが、リニューアル、再構築に向けて現在準備を進めている、この農村文化公園のこれからのあり方について再度お伺いをするとともに、集客を高めるためにはどのようなイベントの実施が考えられるのか、併せてお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えいたします。

令和2年度に策定した身延町個別施設計画により示された施設の方向性に基きまして、昨年度から施設のリニューアルについて検討してきました。現在、施設改修工事に係る設計業務が完了したため、今年度末の完了を目指して、この定例会で建築外構改修工事、機械設備改修工事、電気設備改修工事の予算計上を提案させていただいているところです。

施設の改修にあたっては、農林産物特産品等の物販、味噌作り体験、また観光客の休憩地、地域情報の発信および提供など既存施設の機能改善に加え、コワーキングスペース、キャンプ場等を新設することで、より幅広い層の集客とともにバーベキュー施設、加工体験施設など既存施設の利用促進の効果も期待されるところです。

指定管理者の選定にあたりましては、農業振興に資する施設の性質から、これまで非公募の選定を行っておりましたが、公募による選定方法の採用を検討しております。また、施設再開後にはオープニングイベントの実施のほか、指定管理者と協議して年間を通して集客が図ることができるイベントの実施を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

下部農村文化公園、道の駅しもべでありますけれども、300号中之倉バイパスの、今現在バイパスの建設が行われておりますし、それから中部横断道、静岡まで全通したわけでございます。これからの、私は利用価値が高まるだろうと考えております。ただ、問題はどうやって集客を高めるか、そのノウハウを持っている民間企業との連携をする中で再構築、リニューアルの運営をされるようにぜひともお願いをいたしたいと思っております。

次に最後の質問になります。若者向け町営住宅の建設に向けたPFI導入の可能性調査についてでございます。

令和2年第4回定例会における「身延工業団地入居企業社員及び若者向け公的住宅の整備について」の中で、「若者単身者用町営住宅の建設に向けて、来年度、調査・研究等を行う予定はあるか」との問いに、建設課長は「若者単身者が独立し、地域で活躍することは、本人の豊かな人生のみならず、地域社会の安全・安心や持続的発展につながる。その若者の住まいを確保することは、基本的で重要な施策と認識している。現在、必要戸数、間取り等を調査する一方、

建設候補地については、下山、飯富の官有地を中心に基礎調査を開始した。今後は、地域優良賃貸住宅制度の活用を視野に入れ、PFI導入の可能性調査を実施していきたい」と答弁しているが、現在進めているPFI導入可能性調査の進捗状況についてお伺いするとともに、報告書提出後に想定される具体的取り組みについて、併せてお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して、単身者も含めた若者世代、子育て世代等が住みやすい住宅を整備することを目的に内閣府の補助金をいただき、PFI導入可能性調査を開始しました。

現在、建設候補地の選定も含めた事業計画プランの作成に取り組んでおり、今年度末を目標に報告書をまとめる予定となっております。

PFI導入により事業が可能ということになれば、来年度以降実施方針の策定作業に入り事業公募、事業者選定を経て契約と、事業実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

若者の定着促進は極めて重要な課題、施策であります。先ほど私が述べたとおり、あらゆる施策は人口減少抑止のためにあるという、そういう基本原則のもとに施策の展開をされるようお願いを申し上げるものであります。

コロナの収束がなかなか見通せない現状ではございますが、いかにしてコロナと共生するかという、そういうテーマのもとにわれわれのこれからのあり方、生き方を考えなくてはならないだろうと常々考えておりますので、どうぞ皆さま方には健康に留意されて、なかなか身延町にとっては厳しい、いろんな情報がございますけれども、その悲観論を克服して新たなまちづくりのために尽力をされるようお願い申し上げまして、本日の私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時5分とします。

休憩 午前 9時48分

再開 午前10時05分

○議長（柿島良行君）

再開します。

次は通告の2番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

通告に従って質問を行います。

南部町の富河に小さい田んぼと畑を借りていまして、先週の土曜日、大豆の土寄せに行ってきました。その帰りに南部町の南部森林組合が展開しております南部森林組合の集積場を見学してまいりました。

南部森林組合の富士川木材共販所と言うんだそうですけども、年間に2万トンを超える木材を集積して、常時1万7千トンくらいをはい積みし、落札率は90%を超える市場となっている。もちろん南部森林組合ですから南部の木を主に扱っているわけですけども、先日の開通式のときに南部の議員と話をしましたら、今後は峡南地区全体の木を南部の木として扱っていきたいと考えていると聞きました。

今日は、その木についてお伺いします。

ウッド・チェンジ・ネットワークというものが、林野庁が木材利用を拡大していくための国民運動として、平成17年度、2005年度から「木づかい運動」、木を使うという「木づかい運動」というものを展開しているということです。

山林が国土の3分の2を占めるという、わが国において木材の需要が大変落ち込んだというか木材を扱う人がどんどん少なくなってしまうと、木材を切って使って植えて育てるという好循環がなくなりつつあります。

そこで森林の持つ炭酸ガスを吸って酸素を放出するという地球温暖化防止の一助になっているだけでなく災害防止にも大きな役割を果たしている。そういう森林の保護のためにも、あるいは持続可能な開発目標を実現するというSDGsのためにも、こういう森林の保護、あるいは活用が必要であるということが大変、重要な役割として、今、見直されていると思いますけども、私、森林環境譲与税のことについても何回かお伺いしているわけですけども、このウッド・チェンジ・ネットワーク、非常にいかにも和製英語というか、木で変えていきたいと思いますという、そういう運動なんですけども、山梨県でも2019年度から、これに協賛しているようですけども、本町でもこの運動に協賛して何らかの活動を進めているのでしょうか。その点について、お伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

国では地球温暖化対策、地方創生や働き方改革など社会的な課題に対応した取り組みとして循環資源である森林や木材の利用を促進する機運の高まりから平成31年2月にウッド・チェンジ・ネットワークが設立されました。

山梨県においても多くの人工林が本格的な利用期を迎え、森林資源の循環的な利用確保が求められる中、平成31年3月に山梨県産木材利用促進条例が制定されました。また、県産木材の利用促進を図るため、行政や林業、木材産業関係団体、建築設計、建設業者団体と商工関係団体によりYamana shiウッド・チェンジ・ネットワークが設立され、県産木材の積極的な利用による持続可能な社会の実現に向け、産官民が協力して県産木材が利用しやすいプラットフォームづくりに取り組むことになりました。

構成団体のうち一般社団法人 山梨県森林協会の会長がネットワークの会員となっており、身延町は山梨県森林協会の構成員として関わっております。

木材利用については、本町では身延中学校の建設をはじめ新たな公共施設については積極的に木材利用を進めていく方針であり、Y a m a n a s h i ウッド・チェンジ・ネットワークの趣旨に合致するため、森林環境譲与税の活用を含めて積極的に木材利用を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

林野庁が始めたのは平成17年ということで、インターネットで調べましたところ林野庁のホームページにこんなふうに出ています。平成17年度から木材を利用することの意義を広め、木材利用を拡大していくための国民運動として木づかい運動を展開していますと。これはだから今の答弁の中、平成31年2月というのが正しいのか、この平成17年というのが正しいのかちょっと分かりませんが、そんなことをちょっと1つ指摘しておきたいと思います。

コロナ対応を徹底して進めてきた中国やワクチン接種を国民に広く求めてきたアメリカなどでは経済活動が盛んになってきて、木材を使った住宅建築需要が拡大し、必要な木材の50%を輸入に頼っているという日本の木材輸入価格が23%も上昇したそうです。

その結果、住宅建築に大きな遅れが出ておまして、住宅ローン減税や省エネ住宅に対する100万ポイント付与制度等が使えなくなったということで、これらの制度延長を求める声が上がっているということです。

先ほども申しましたように国土の3分の2が森林であるというわが国で、しかも戦後まもなく植林した木材が利用の適齢期になっているという中で、国内の木材が利用できないというのはおかしいのではないかと考えますが、今のところ、先ほど申し上げましたように林業従事者が減少し、しかも高齢化して林道整備や木材加工設備も不足しているということが原因で、そういうことが起きているということが分かります。

そこで国は今回の事態を改善するために、これをきっかけに大手森林事業者や住宅メーカーだけでなく、中小の工務店等にも働きかけて国産木材の安定供給ができる仕組みをつくりたいということですが、そのような話はお聞きになっているでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

アメリカや中国における新型コロナウイルスの影響によるテレワークの拡大や低金利政策による住宅建築需要が急増したことにより、世界的に木材の受給が逼迫し木材価格が高騰する、いわゆるウッドショックの減少が引き起こされております。

国内においても輸入材の高騰、木材の確保が困難になる中、国産材への転換による供給拡大が求められておりますが、国内林業の様々な課題があり早期の安定供給は難しい状況です。

こうした状況において、本町が実施し得る取り組みとしては、現在発注している森林経営管理制度、全体計画策定業務による町内の森林情報を活用することで、森林資源の実態を把握し

森林組合をはじめ林業事業者に対して施業可能な森林情報を提供することで、経営が成り立つ森林において森林経営計画の策定を進めることにより、町産材の供給促進につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

木材の安定供給が見込めれば、木材加工設備の大規模化とか林道整備、林業の機械化などが進んで、若者の林業への従事等も進めることができるようになると思うんですけども、このへんが非常に重要なというか、難しいところがありまして、前に地域支援の一部として、こういうことができないかという提案もさせていただきましたけども、これも非常に大事な仕事ですので、森林環境譲与税の使い道とともに考えていっていただきたいと思います。

町長は、そのウッド・チェンジ・ネットワークの動画の中で身延中学校の建設、建築に身延山の材木を寄附していただき、校舎、体育館、格技場に使いたいということをおっしゃっております。

内野法主猥下のご厚意をいただいた旨を述べていらっしゃいますけども、身延山の木材は、たぶん林務部というようなところがありまして、そこで切り出すんでしょうけども、そのノウハウをいただいて、町内の地区の森林からも木材の切り出しが可能になると思うんですけども、木材の持つ温かみ、強さ、使いやすさを子どもたちに伝えるということがわれわれ大人の使命でもあると思いますので、今回のこの身延中学校の建設、建築という事業で、こういう森林整備にもつなげることができれば、これ以上の法主猥下への感謝の表明はないのではないかと思いますけども、町長のご意向をお聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

身延中学校の建設工事については、校舎をはじめ耐火コア部分を除いた建築物すべてを木造建築として計画しておりまして、現在、設計業務を進めております。

町産材を積極的に活用する予定であり、このうち正面玄関の両脇に並べられるシンボルとなる大柱など、身延山久遠寺から多くの材を提供していただくことで調整を進めております。

切り出しや搬出方法など、施工方法については今後検討していくこととなりますが、今後の森林施業の参考としたいと考えております。

また、町産材を積極的に活用することにより生徒たちに対して二酸化炭素排出の抑制による地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する公益的機能に関する普及啓発を促すとともに身延町の有する豊かな森林、林業への関心を深めることで森林の保全に資する効果が得られるものと期待されるところです。

町では新校舎完成後には利用する生徒はもちろんのこと、その生徒たちが将来、「自分の子どもにも、この校舎で学ばせたい」と思っていただけのような建築物となるよう事業を鋭意進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

3番の質問を飛ばしました。元へ戻ります。

木材の安定供給が見込めればということで、先ほどちょっとだけ申し上げましたけども、このYamanashiウッド・チェンジ・ネットワークに対して、そういう提案ができないかということでお聞きしております。お願いします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

Yamanashiウッド・チェンジ・ネットワークの事業の一環で、県産木材の促進を図るためのシンポジウム、技術セミナー等を随時開催し、木造木材・木質化相談窓口を開設しております。シンポジウムには林業、木材産業、行政などの関係者のほかに一般の方の参加も可能となっております。

町においては、この取り組みの趣旨に賛同し、山梨県森林協会の会員として連携を取りながら林業の活性化を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ぜひとも林業の活性化は推進していただきたいと思います。

次に、私たち旧下部町民の悲願ともいえる三沢市之瀬バイパス建設について質問をしたいと思います。

6月議会で三沢大道川の氾濫で町道に水があふれたことを理由に、三沢地区の町民から「県道割子切石線の新バイパス建設と大道川の改修工事に関する請願書」というものが出されました。この請願の内容を見ますと、どっちかというと大道川の改修工事が本来の目的ではないかというふうに私自身は考えたんですけども、請願書の項目で県道割子切石線バイパスというのが全面に出ており、中部横断道中富インターに通じる県道割子切石線に架かる三沢橋の架け替えと幅員の狭い大道上田原集落内を迂回するバイパス道路の整備というのを請願事由の1つに掲げております。

議会では総務産業建設常任委員会に付託されて採択されたわけですけども、たしかに請願権というのは憲法第16条に定められている国民の権利でありますので、認めることは特にやぶさかではないと思いますけれども、私自身はなんでもいいよというふうなわけにはいかないのではないかなと考えています。

現在、市川三郷町に事務局が置かれており、この9月にも身延町との協議が予定されているという西八代縦貫道整備促進期成同盟会ですが、すでにその期成同盟会自体が市川三郷町と身延町の2町のみで、西八代縦貫道というのは名称がおかしいのではないかということで、市川三郷・身延縦貫道整備促進期成同盟会と改称されるというふうな話も聞いております。

昨年、市川三郷町の宮原地内の道路の問題が全面的に解決し、六郷から久那土に宇野尾トン

ネルを通過して抜けた先の三沢地内から市之瀬までをトンネルで貫くという、三沢市之瀬バイパスというトンネル建設の可能性がますます大きくなってきたように考えられるんですが、このままで、これまでも何回もこの議場でこの問題について訴えてまいりましたけれども、このトンネルの効能は単に道路の改良だけに留まらず下部地区の経済、文化の交流を活発にし、ひいては人口減少の歯止めにもなるというふうに期待されるもので、下部地区の住民が平成のはじめから長く希望してきた事業であります。

以前、前町長が下部地区の住民12名の署名を集めて、中富インターから300号線の市之瀬を結ぶ道をとという請願を提出したことを思い出しますが、今回の県道割子切石線の新バイパス建設というものもその話につながる、中富インターからの道を造ってくれということで、このままどんどん、こういうものが出てくると、われわれが希望している三沢市之瀬バイパスの優先順位というものが変化してくるのではないかとということで、これが大変、三沢市之瀬バイパス建設を促進している住民の皆さんの不安を高めることになっております。

7月20日に、このバイパスが実現する会の役員4名と渡辺議員と私の6名で町長にお会いし、町長のお考えをお聞きしたわけですが、町長が知事への陳情の際にも優先順位トップであるというふうにおっしゃっていただいたことを大変感謝しておりますけれども、改めて、これでいくということでもいいのかどうかを確認したいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

令和元年第4回の定例議会におきまして、芦澤議員の一般質問にお答えしたとおり、本町においては三沢市之瀬間バイパスのほか下田原市之瀬間バイパス、割子切石間バイパス、新飯富橋建設の要望をいただいております。

いずれも地域の活性化、観光振興、災害時の避難等に大きく寄与すると考えております。実現に向けては、まず第1に山梨県社会資本整備計画に組み入れていただくことが必要です。特に三沢市之瀬間バイパスにつきましては、1万人以上の署名を重く受け止め、今後も引き続き協力を県に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ぜひとも、今のお言葉のとおりに進めていただきたいと思います。

8月29日に下部温泉早川インターから南部インターの開通によって、中部横断自動車道の全線供用が実現したわけであります。そこでちょっと変な話ですけども、中部横断のインターは下部温泉早川インターが身延町のインターとして認められているほか、富士川町の増穂インター、市川三郷の六郷インター、南部町の南部インター、富沢町の富沢インターというように各旧町に1つのインター建設が最初の計画であったと思うんですけども、突然、降ってわいたように中富インターというものが表れ、その旧3町のバランスを取るために中富、下部温泉早川、それから身延山という3つのインターが実現するようなことになったというのが私の推論であります。

中富インターの話が出たときに私が最も気になったのは、当時、盛んに言われていたB/C、費用対効果、現在では費用便益分析というふうに言われているようすけれども、当時はB/Cが1を超えないと工事に取り掛かれないということでした。

私の勘違いで中富インターのB/Cは4.0というふうに思っていたんですけども、今回、建設課長からの話で1.5だということで、ただ、私がなぜ4という数字が頭に残ったかという、当時の県土整備部の課長を前の町長に紹介していただいてお会いしたときに、0.4が三沢市之瀬バイパスのB/Cだというふうに言われたので、非常に4という数字が残っていたので、こういうふうに勘違いしたわけですけども、いずれにしても現在、B/Cが本当はどういうふうなものだったのかということをお教えいただきたいと思って、今回、質問の中に加えました。よろしく申し上げます。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

平成29年第3回定例議会におきまして、芦澤議員の一般質問にお答えいたしました。中富インターにつきましては、平成25年度公表、県の公共事業評価調書によりますと総事業費約60億円でB/C、いわゆる費用対効果は1.5となり、国の採択基準1.0を超えており、公共性が高いと評価されて事業がスタートいたしました。

平成31年3月10日、中富インター供用開始に伴い、県の記者発表によりますと総事業費は約76億円となりました。三沢市之瀬バイパスにつきましては、費用対効果の公表はされておりませんので検証したかどうか分かりませんが、整備促進に向けて費用対効果、検証等も含めて県に強く要望していきたいと思っております。

なお、B/C、費用対効果につきましてはB ベネフィット、便益の内訳ですが、走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益、これに追加便益を加えた経費となります。次にC コスト、費用につきましては改築費、維持修繕費を加えた経費となります。

なお、事業評価は山梨県公共事業評価実施要綱に基づき実施しております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

費用対効果の計算方法もずいぶん変わったようですので、今後、このへんについては確認していきたいと思っております。

次に土石流警戒区域と急傾斜地についてお聞きします。

先ほど、伊藤議員の質問の中にもありましたけども、7月3日に発生した熱海伊豆山の土石流災害では、26名の死者と1名の行方不明者という大変な犠牲が出て痛ましい結果を招いたわけですが、この大きな原因の1つが土石流の起点付近にあった盛り土に崩落防止の土留め堰堤が設置されていなかった可能性があるというのが原因ではないかというふうに言われています。

その後、県内には土砂災害警戒区域が7,238カ所、土石流災害警戒区域が2,442カ所、急傾斜地崩壊警戒箇所が4,360カ所、地滑り警戒区域が436カ所、土砂災害警戒区

域で建築物が壊れ住民に危害が及ぶ恐れがある「土砂災害特別警戒区域」と呼ばれる場所が6,024カ所にも及ぶということを新聞報道で知りました。

山梨県広報で、インターネットで調べましたけれども、平成23年の7月28日の告示第299号というものが最新のものでした。その後、新しい告示は出されているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えいたします。

告示第299号以降は、令和3年2月1日告示第24号により地滑り74区域が追加指定されました。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

地球温暖化の影響で、いつ、どこで大雨が降って洪水が起きて、あるいは土砂災害が起きるか、いつ起きてもおかしくないというふうに言われている状況で、先ほど申し上げましたように、県内にも、あるいは町内にも大変多くの土砂災害の危険性がひそんでいるということで、先ほど遅滞の話が出ましたけれども、どこで起きてもおかしくないというふうに言われているのが、この災害だと思います。

平成3年の9月27日に佐世保市に上陸した最大風速50メートルの台風19号による災害で全国で死者、行方不明者62人を出しました。私の友人の奥さんもこの増水した常葉川に友人とともに飲み込まれて、そのまま奥さんのほうは行方が分からないままであります。

あれから30年が経過した今、改めて災害への備えを確認することはもちろん必要ですが、町内の多くの地域に存在する土砂災害警戒区域や土石流警戒区域、急傾斜地の場所を町民に周知する必要があると思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えします。

身延町では山梨県の土砂災害警戒区域等の見直しに併せ、令和元年度に洪水土砂災害ハザードマップの改正を行い、令和2年4月に全戸に配布したところです。近年は地球温暖化により台風の巨大化や集中豪雨が多発する傾向にあります。河川の氾濫や土砂災害など大きな被害が発生する可能性があります。日頃から災害に対する備えをすることにより被害を軽減することができます。

先に全戸に配布したハザードマップで、ご自分がお住まいになっている地域の状況や避難所等の位置を確認できるように見やすく、また分かりやすく解説等も記載されております。事前にご家族での話し合いの場や防災訓練等で活用いただきたいと思っております。

また、今年令和3年7月3日に発生した熱海市の土石流災害を受け、交通防災課では9月から町内12カ所、旧村単位でございますが、自主防災組織の役員を対象に災害に関する研修会を開催する予定で出席希望をまとめたところでした。

しかし、8月16日、知事からコロナ感染拡大のため、まん延防止等重点措置対象市町村が発表されました。これを受け、身延町は対象区域である18市町村に入っておりませんが、知事の発表を重く受けまして延期としたところでございます。

しかし、町民の皆さんの熱海市をはじめ全国各地で発生する災害に対する不安の払しょくと防災意識の高揚を図るため、コロナの感染状況等を見極めながら、今後、防災に関する研修会等を改めて計画していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

先日、テレビで見たんですけども、地域でそれぞれに防災の訓練を行って、その結果、非常に多くの人命が助かった、ほとんど、その地区だけはまったく被害者、災害にあわなかったという、全体として非常に水が、洪水のような形になって水で災害を受けたわけですけども、その地区だけは幸い、そういうものにあわずに済んだということをテレビで見ました。

各地区において、こういう災害に備えた対策をやってほしいということで、何回か、町のほうでも勉強会というか、研修会をやっているようなのですが、本当にこれは地区の住民それぞれが本当に意識を持ってやらなければ、そういうことができないということを今後もぜひ周知してやっていただきたいと思えます。

最後に新型コロナウイルスに対する政府の対応についてということでお聞きするのですが、町長からの答弁書を読んでいるんですが、一応、順番に従って進めていきたいと思えます。

最近、感染爆発という見出しで見えないコロナの恐怖とわれわれがコロナに完全に敗れたという思いがする昨今でありますけども、敗北の理由は私は明らかで、以前、本議会で指摘したと思えますけども、コロナ対応と経済の両立を図ってきた政策の間違いにあると思えます。

緊急事態宣言で飲食店に営業時間短縮やお酒の提供停止を求める一方で、政府の高官や官僚が大勢で飲み食いをしたということが発覚し、ひたすら言い訳に追われるという、みっともない事態もありました。

国民に自粛を呼び掛けながら、その一方でG o T oキャンペーンを呼び掛けて批判をあびて慌てて取り止めるという失態もありました。

政府の諮問機関である専門家の分科会も後手後手の政府に合わせたのかどうか、早めの適切な計画を出せずに経過しております。

菅内閣はウイルス抑制にはワクチンしかないと言いながら、そのワクチンも供給不足でいまだに全国民の半分くらいにしかっていないという状況です。

いろんな大臣がいらっしゃいますけれども、誰も責任を取らないという、そういう非常に情けない政府で、これは安倍政権から続く無責任政治であるというふうに私は考えております。

8月24日現在でPCR検査実施人数は2千万人を超え、そのうち陽性者が134万人、死亡者数は1万5千人とされております。

感染が増加し始めた昨年のはじめから、もっとPCR検査数を増やすべきである。医療体制を充実させるべきであるという国民の期待を裏切って検査を増やすこともなく、医療体制を充実させることもなく過ごしてきたために感染の増加にも、入院が必要な感染者の受け入れもできず、自宅で死亡するなんていう患者さんも増えております。

つい最近まで日本はこんな情けない国ではなかったはずですが、大学の予算を削りに削って優秀な学者は外国に流出し、国際的地位がどんどん下がっているというのが現状であります。

医薬品開発も大変レベルが高い国だったのに、関係者の間ではワクチン開発も可能であると思われていたのですが、現在は欧米に頼っているような現状です。

こういう現状に気付いて改善してほしいというふうに考えますけども、町長のお考えをお聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

芦澤議員のご質問では、新型コロナ禍における議員の様々な考えを拝聴させていただきました。

それぞれの考えについては、私は尊重したいとは思っております。しかし、この場合は町議会でありまして、私も町政を司る首長としての立場でもありますので、町政に関する答弁以外は控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

そういう答弁になるだろうなということは予想はしておりますけども、これ、私としては町長も国民の一人としてどういうふうにお考えかなということでお聞きしたいと思っておりますけれども、今後の質問もほとんど同じような内容になってしまいますので、町長は答弁にならないだろうというふうに思います。

町政に関すること以外についてはお答えにならないというのが基本ですので、私が質問している、政府のコロナ対策の遅れとか、あるいは長崎知事の方針とか、そういうことに関しては町長としてはすべてお答えにならないというのが方針ですので、これで私の質問は終わりたいと思っております。

私は今回のこの一般質問が本議会だけでなく、私の議員生活の中でも最後になりますので一生懸命やらせていただきましたけども、今後は私以外の素晴らしい議員がおおぜいいらっしゃいますので、その方たちにお任せして、ここで私の一般質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は11時ちょうどとします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告の3番、野島俊博君の一般質問を行います。

野島俊博君の質問を許します。

登壇してください。

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

ただいまより質問をいたします。よろしくご回答をお願いいたします。

まず、コロナ禍における子どもの貧困対策推進についてでございます。

明日の山梨県を支えていくのは、今生きている子どもたちでございます。大人は、その子どもたちが未来を拓いていけるように応援していく必要があります。これに対し、町・県は子どもの巡る様々な今日的な課題に適切に対応し、結婚から出産・子育て、子どもの社会的自立までの支援策を総合的かつ体系的に構築し、効果的に推進していくために令和2年3月、新たに「やまなし子ども・子育て支援プラン」を策定しております。

一方で、喫緊の課題として子どもの貧困問題が挙げられます。平成28年国民生活基礎調査によると、平成27年（2015）年の日本の子どもの貧困率は13.9%となっており、子どもの貧困対策への関心が高まってきている中、国を挙げての対策が急務とされております。

実態調査で町内の状況を把握し、子どもの貧困対策推進をコロナの影響により、職を失う人や収入減となる人が増え、雇用が不安定なひとり親世帯の暮らしも追い詰められている。保護者の貧困は子どもの貧困につながり、不安定を抱える保護者も多く、心に余裕がない状況が続けば、虐待等の新たなリスクにもつながりかねません。

現状切れ目のない支援の継続と共に、既存事業の見直しや枠を超えた新たな独自支援策が早急に求められております。

今後どのように子どもたちと保護者を支えていくのか、考えなければなりません。

それでは質問に移ります。

①現況の本町の生活実態調査について、結果と本町の傾向と見解を伺います。回答をよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

お答えいたします。

本町で子どもの生活状況に関する実態調査を実施いたしましたのは、平成29年10月から11月にかけてでございます。対象は18歳以下のお子さんがある保護者643名、小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒326人で回収率は保護者51%、328人、児童生徒94.8%、309人でした。

分析結果につきましてですが、保護者の回収率が51%であったことやアンケート方式ということもありまして、必ずしも本町の実態を反映しているとは言えない面もあろうかと思いますが、貧困率が22.3%となっております。貧困率とは国が国民生活基礎調査により定めている基準、いわゆる貧困線に満たない世帯の割合を示したもので、国の貧困率、平成27年度が13.9%、山梨県の貧困率、平成29年度が10.6%と比較しますと、回収率が低かったということを勘案いたしましても、相対的に高いと推測しております。

分析結果の中で貧困線に満たない世帯では、持ち家の所有率が低いこと、71.2%。全体

で見ますと78%です。4人に1人が生活するために収入が足りていないと感じていること、それから現在の暮らし向きについて「不満である」が「満足している」を上回ることなどの調査結果が出ております。

大変厳しい状況が伺えますが、子どもの貧困対策における支援事業の事業ごとの重要度について上位回答されたのは医療費の助成、就学のための経済的支援、児童扶養手当、利用できる支援や相談窓口情報提供、1つの相談窓口から様々な支援の連携、となっております。これらの項目につきまして、本町はすでにかかなりの支援を実施しており、この調査後も子育て支援課といたしましては、保育料・副食費の無償化、子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業、入院時食事療養費助成、乳幼児おむつ購入費助成事業など新規事業も取り入れてまいりました。小中学生につきましては、教育委員会にて様々な支援策を講じております。

今後も支援事業について調査、検討を行ってまいりたいと思います。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。

目に見えにくい貧困、児童養護施設在籍児童が3万人、生活保護世帯児童が今、29万人、ひとり親世帯相対的貧困世帯児169万人。上記以外の、ただいま言った以外の相対的貧困世帯児125万人ということでございますけども、これから質問2に移ります。

子どもの貧困対策の推進に関する法律では、地方公共団体には地域の状況に応じた施策の策定と実施の義務があるとされております。

また、2019年の改定では市町村の計画策定が努力義務となっております。質問1を勘案し本町の現状を伺います。よろしくご回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

お答えいたします。

本町では令和2年3月、第2期身延町子ども・子育て支援事業計画、令和2年度から6年度までが計画期間でございますが、を策定いたしました。この中には経済的支援の充実、乳幼児教育、学校教育の充実などの項目が盛り込まれており、様々な支援策を講じておりますが、令和7年度から計画期間が始まる第3期身延町子ども・子育て支援事業計画に、さらに具体的に子どもの貧困対策に関する大綱の重点施策である教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援、経済的支援の具体的な内容などを組み込んでいきたいと考えております。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

目に見えにくい貧困、児童養護施設在籍児童3万人、生活保護世帯児29万人、ひとり親世帯相対的貧困世帯児169万人、上記以外の相対的貧困世帯児125万人、同じでありますけども、現在、相対的貧困状態にある子どもは320万人に達しております。個人の努力だけでは挽回が難しい学力格差、こういうものも目に見えてきております。

そういう中で、貧困による教育格差は個人の努力により挽回できることはありませんけども、非常に社会的経済背景の低い環境の子どもは、3時間勉強したときの正答率が71%と示されております。

最近でも社会経済背景の、子どもの勉強しないときの正答率が74%、上回ることはこれではできません。これは経済的に難しい環境の子どもが頑張っても、経済的に豊かな子どもの環境の子どもに追いつくことは難しいということを表しております。貧困による子どもの学力格差は個人の努力問題ではなく、社会システムの問題だといえると考えます。不平等な社会の仕組みである貧困の連鎖、こういうことが問われております。

それでは次に移ります。質問3に移ります。

近隣市町村「子どもの実態調査」を参考にしたことはありますか、ご回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

お答えいたします。

この実態調査は、国の補助金を受け実施したもので、全県下でも同一規模の町で実施したところがないため、参考にすることはできません。本町としては、山梨県で実施いたしました子どもの生活アンケート、これは平成30年3月でございますけども、などを県下の状況を把握するための参考にすることはありますが、おおむね本町と同様の傾向にあると思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

私たちが取り組む社会課題、社会的投資としての貧困への取り組み、これは将来の日本を支えるのは、やはり子どもたちでございます。貧困に苦しむ子どもたちを減らし、すべての子どもたちに質の高い教育機会を提供することは、周りまわって考えれば子どもたちが成長し、きちんと働いてお金を稼ぎ、国の経済力を高め、将来の納税者を増やすことにつながります。つまり、日本という国にとって、子どもたちへの教育支援は子どもがかわいそうだから助けるべきということではありません。将来の日本の国力を高めるための重要な社会的投資だと言えます。

現役世代1.4人で高齢者1人を支える時代でございます。こういうことも含めて、やっぱり私たちは、この貧困問題に取り組んでいかなければならないと考えます。

それでは次に移ります。

質問4でございますけども、「学ぶ楽しさを知り」、「学びたいことを学べる」と、そのあとの人生が大きく変わってくると言われております。

子どもの可能性を潰さないことが、社会にとって大きな財産となります。新型コロナウイルスの影響による経済的な理由で進学を諦めている子どもはいないか、答弁をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えいたします。

現在のところ、ご質問のような相談は学校教育課に寄せられてはおりません。ただ、学ぶ楽しさを知る、学びたいことを学べることは、子どもの将来にとって大変重要なことだと考えております。相談があった際は、中学校と連携しながら進路指導およびキャリア教育の指導や高校生の支援制度を紹介するなど、それぞれのケースに応じ支援していきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

日本における子どもの貧困はどのように変化してきているのか、こういうものを考えたことはございますか。2008年、不況のあおりを大きく受けた時代のこの年、リーマンショックの影響によって世界規模で経済が大きく傾いております。しかし、この年に日本社会を驚かしたのは、リーマンショックだけではございません。子どもの貧困率というものに焦点が当たった年でもございます。世間に大きな衝撃を与えております。

それから10年以上経ち、その間の経済状況の変化とともに子どもの貧困状態を取り巻く環境も大きく変化してきております。ここでは、子どもの貧困が時代とともにこれまでとどのように変化してきたのかということをお話ししたいと思います。

子ども貧困問題とは、国内、海外で貧困に苦しんでいる子どもが増えている現状や支援方法とは、コロナに負けず頑張っている子どもを応援できます。

世界には生命の危機や困窮に直面している子どもたちが多くおります。そうした子どもたちに、このコロナ禍の中でも国内、海外問わず支援を続けていく団体がございます。この団体の支援活動をグッドネーバーズと一緒に応援しませんかということは、これは私が言うことではございませんけれども、そういうようなことも言っている活動家もございます。

私たちの応援が活動団体のお力になって、その先の子どもたちの未来につながるということは、これはあり得ることではございます。

2008年に子どもの貧困が再発見ということによって載っております。子どもの貧困再発見の年と呼ばれたこともございます。この年に子どもの貧困に関する措置が数冊同時に発表されたことにマスメディアが取り上げて注目を浴びたのが、これが起因でございまして。

日本では教育制度の整備、保育所施設の整備、保険による医療整備など子どもが生活していく上では、不自由なく子どもたちにやさしい社会であると思われがちでございます。しかし、厚生労働省の調査では、2018年の時点でも7人に1人の子どもは貧困であり、ひとり親世帯では、その割合は半分にも及びます。2008年当時は、政府は経済的開発機構、OECDが発表したデータに基づいて、日本の相対的貧困率、OECD加盟国34カ国中29位という水準であると発表しております。

しかし、ひとり親世帯のこういった貧困について問題視しておりました。政府や自治体の対策は子どもの貧困率が高いことに対して、政府や自治体はどのような対策を取ってきたのでしょうか。

まず、政府が行った対策は児童手当や社会保障給付が挙げられます。また保育・幼児教育の無償化、待機児童問題など保育面の改善など、幼児教育にかけられる資源の改善も行われてき

ました。同時に経済政策にも力を入れております。2013年には子ども貧困対策法が、正式名称は子ども貧困対策の推進に関する法律が制定されております。基本理念として掲げております。こういうことも含めて歴史がある問題でございますけれども、これからも子どもの貧困について、しっかりやっぱり私たちも考えていかなければならないんじゃないかと思っております。

以上で私の出した質問はすべて回答をいただいておりますけれども、以上をもちまして、私の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時ちょうどといたします。

休憩 午前11時17分

再開 午後 1時00分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告の4番、田中一泰君の一般質問を行います。

田中一泰君の質問を許します。

登壇してください。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

通告に従って質問をいたします。

まず観光振興について、身延町は観光立町を目指しているということですのでずっときていると思うんですけども、それについて町の活性化、町民の幸せ、そしてどんな町にするのかという、そんなイメージが、皆さんが共有していくことがやっぱり必要ではないかというように考えていますけれども、それについて、身延町の観光政策の現在の考え、そして基本方針を、観光地としてどんなコンセプトを考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

近年の観光客の動向は、団体から個人へ、見るから体験へ、都市から地方へとシフトしてきています。本町の観光政策につきましては、持続可能な身延観光を実現するための基本構想を推進する中で、基本的な計画につきましては、第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略のアクションプランで具体的な施策として基本目標に位置づけて、PDCAサイクルにより施策、事業の効果を検証し、必要に応じて戦略、施策の見直しを行っております。

本町の観光地としての活性化を図るためには、地域の魅力は、その地域の町民が理解することで外部に伝わるという側面がございますので、地域の観光資源の価値や魅力を地元町民に気付いてもらうことが重要です。

また、リピーターを獲得するためには、地域全体の接待力の向上が必要不可欠であります。

新たな魅力（付加価値）を創出し「身延町へ行ってみたい、訪れた方が次も身延町に来てみ

たい」と思っていたいただけるような町にすることを念頭に置き、時代の流れを的確に把握するとともに、町民、事業者および行政等が相互に連携し、本町の観光を面で取り組んでいく施策を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今言ったように町民も、観光地としての身延町をつくっていくという考え方を理解することは非常に大切なことだと思いますし、事業者なんかも身延町を今、課長が言われたように、また再度訪れたいくなるような町にしたいという、その努力が必要だと思いますけども、そのところの考え方をやっぱり町民にもしっかりと伝えることが重要でないかなと思います。町が観光行政としてやっていけばいいというものではなくて、そのところの情報を共有する、そして良くしようという意識を共有することを、これからも続けていってもらいたいと思います。

そして次です。みのぶ自然の里、もう4年目になりますかね。始めるにあたってときに、身延町の観光拠点として観光情報の発信を行う計画があったと思いますが、今年度から指定管理が代わり、観光センターが代わったということで、これからの観光施策はどう進める計画でしょうか。特に今の時代は情報発信ということがすごく問われているところで、まだ一本化して全体の情報を出していかなければいけないんですけども、観光施策の進め方についてお伺いします。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

みのぶ自然の里は、本年度4月から、「合同会社森の学び舎」が新たに指定管理者となりました。ご質問の、本町の観光拠点としての観光情報の発信を行うという運営方針につきましては、指定管理者が変更しても変わりありません。

事業内容としましては、町内の観光施設との連携、農林業の推進、あけぼの大豆の6次産業化事業、テレワークやワーケーションの推進、地域住民による事業への参画など、町が目指す交流人口の増加、町内の活性化につなげるため、柔軟な発想により地域の合意形成や関係団体と連携を図る中で、本町の産業や観光資源などを最大限に活用し、指定管理者と町で協働しながら産業・観光の魅力の創出に向けて取り組んでおります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今現在、身延町には下部観光協会と、そして身延山観光協会と、協会はその2つだけなんだろうかね、そしてあと今言ったように森の学び舎もその中に入ってくるんだと思うんですけども、ここを統括していくのは役場の観光課ということでいいのでしょうか。

その進める状況がちょっと見えないんですけども。なければ、別にいいです。ほかの質問と

ちょっと関連するんで。

○議長（柿島良行君）

田中議員、通告に入っていないので。準備がありませんので。質問を変えてください。

○6番議員（田中一泰君）

質問3にいきます。

身延町の観光の現在の状況をどう捉えているか。観光の売り上げ規模はいくらか。経済の大きいですね。来客人口は年間何人でしょうか。立ち寄り人口、宿泊人口は何人か。観光に関する数値目標を示し、対策を計画実行する必要があるがどう考えているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

身延町の観光の現状につきましては、感染拡大の収束が見通せない新型コロナウイルス感染症の影響により、身延町を訪れる観光客は、令和2年度と比較しまして大変厳しい状況に陥り、観光関連産業は大きな打撃を受けるとともに、売り上げの減少により経営の安定が危惧されているところであり、今後の観光施策を進めるにあたり、かつて経験したことがない大きな転換期の中にあると考えております。

これらの状況も踏まえ、町では昨年に引き続き、町民の皆さまの生活支援と観光業、商工業者を支援するために1人当たり2万円分の身延町「ワンだふる商品券」を5,195世帯、1万796人の方々に発行しました。この商品券をご活用いただき皆さまの生活の維持、回復、向上にご利用いただくとともに、ひいては事業者への支援につながるものと考えております。

次に、観光の売り上げ規模はいくらか、来客人口は年間何人か、立ち寄り人口、宿泊人口は何人か、につきましては、令和2年の山梨県観光入込客統計調査報告書によりますと、身延町への観光入込客数は50万5,614人で、令和元年の入込客数114万1,992人と対比し44.3%でした。

また、宿泊客数は4万9,406人で、令和元年の宿泊客数17万8,974人と対比して27.6%でした。観光の売り上げ規模、立ち寄り人口につきましては、統計調査の項目にございませんが、県全体の観光消費額は2,776億円で、令和元年の観光消費額4,329億円と対比して64.1%でした。

次に、観光に関する数値目標を示し、対策を計画実行する必要があるが、どう考えているか、につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、人流抑制への対策強化が叫ばれる中、具体的な数値目標を示すことは難しいと考えます。

ただし、新型コロナウイルス感染症の今後の動向を注視し、国や県が実行するウィズコロナ期、アフターコロナ期の観光政策をフル活用し、本町の観光商工振興を図っていく所存でございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、人数とか出ているんですけども、またあとの質問の中で人数が出ますけども、身延町の経済規模を、観光による経済規模という数字をやはりつかんでおくことが必要ではないかなと思います。そういうものを目標数字として、ここで今、県ではあるけど身延町は持っていないという回答でしたけど、人口のことで、たしか前回かな、話が出たんですけども、ある観光の業種だけのポイント、人の数がかかるポイントの数を入込人口という話がありましたけど、それと同じで観光業だけの、ここは観光に特化しているというところだけの業者を拾って、その年間の売り上げ金額を足せば、ある程度、身延の観光の経済規模というのはつかめるんじゃないかと思うんですけども、そういうことで、そこを基本にして、決めた業種、数のお店の売り上げから身延町の全体を推測していくということで、売り上げをつかんで対策も講じていくというような、そういう、PDCAでいくとKPIをつくって、観光行政の効果を把握していくということが必要ではないかなと思いますので、そのところの考え方、観光課としての働きをしてもらいたいなと思います。それは、またこれから検討してもらいたいという意味なんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に観光振興を考えると身延山、下部温泉、本栖湖、みすきふれあい館などがあり、クラブパークのしだれ桜も観光集客を考えていると思うが、それぞれについて、環境整備、魅力アップが必要と思う。それぞれどう整備していく考えでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

令和2年第2回定例会一般質問で答弁をしましたが、身延山門内の観光地としての歴史、癒しの場文化を伝えるための仕組みづくりとしては、身延山門内の観光を推進する母体が重要であり、地域連携や人材の育成等が求められると考えております。

平成29年度から町・身延山観光協会および身延山の三者からなる身延山歴史文化協議会を開催し、定期的に話し合いを重ね、情報交換をする中で、身延山地域の環境整備等を検討してまいりました。さらに現在、山梨県、身延山久遠寺、身延山観光協会、門内地区の代表者、建設課および観光課等で構成する、身延山門内活性化検討会において、11月を目途に、身延山門内地域の活性化に向け、門内地域を周遊する仕組みづくりなどを推進するための社会実験を行う予定で準備を進めておりますので、より効果的な環境整備や魅力アップができるよう、実験結果も考慮した施策を進めていきたいと考えております。

下部温泉郷の環境整備につきましては、温泉の掘削、温泉郷の看板の設置、温泉郷の玄関口には温泉とトレーニングジムの複合施設の建設など、温泉郷の活性化に向けた事業を進めております。

かつて賑わいを見せた時代を取り戻すよう、下部観光協会を中心にどういった温泉郷にしたいのか、地元の考えを尊重し、積極的な行動につながるよう伴走型支援を図っていききたいと考えております。

本栖湖につきましては、カヌー、サップ、ウィンドサーフィンなど水上アクティビティ、またキャンプ、トレッキングなどの情報発信を効果的に行い、本栖湖畔の各キャンプ場を中心としたアウトドアが楽しめる観光地として環境整備等を検討してまいりたいと考えております。

みすきふれあい館につきましては、隣接する西嶋和紙の里および味菜庵を含め、すでに設置から20年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、今議会において一般会計補正予算として、空調設備等更新に向けた予算を上程しており、今後も必要に応じ、施設の改修等を含め進める予定です。

また、施設運営につきましても、すでに指定管理者制度により運営されている味菜庵に続き、今後西嶋和紙の里、ならびにみすきふれあい館も指定管理者制度導入を視野に進めている状況です。

このように生涯学習施設でありながら、観光資源としての利活用を効果的に促進するには民間活力の導入が重要と考えており、まち・ひと・しごと創生総合戦略など各施設と連動しつつ、魅力ある施設づくりに向けて進めてまいりたいと考えております。

クラフトパーク内のしだれ桜の里につきましては、しだれ桜の里を観光拠点としての存在効果や利用効果を引き出し、利用者の移動円滑化を踏まえた、利便性の向上や維持管理等の整備計画を進めてまいります。

詳細につきましては、しだれ桜の里の現状把握および敷地の分析を行い、課題点等を洗い出し、計画内容の方針決定および対応策等を検討するとともに、園内をスムーズに移動できるよう動線の確保や利便性の向上のため、遊歩道やあずまや、ベンチ等配置計画、また、基本的に雨水排水施設が設置されていないため、園路の砂利舗装の洗堀や流出が確認されていることから、雨水排水工事の実施設計を行い、優先度を設定し、3期に分割した工事を行う計画となっています。

本計画に基づき、令和3年度につきましては、第1期工事として雨水による洗堀、浸食が一要因と想定される園路および法面の表層崩落が生じている部分の排水施設を優先的に整備することで、地盤の安定と施設利用者の安全確保を図ってまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、施設利用の安全確保とかという、整備計画はしだれ桜の部分のものということですか。たしか、公園自体は県の所有であるので。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

自然観察の森の部分になります。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

次、質問の5に入ります。

NPO法人みのぶ観光センターと観光課、身延町との関係はどうなっているのでしょうか。観光についての連携はどうするのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

NPO法人みのぶ観光センターは、通過型の団体旅行から滞在型の個人観光やグループ旅行へと観光形態が変化する中で新たなツーリズム、観光旅行への転換を図り、地域観光プロデューサーとして新たな観光サービスを創出し、地域経済を活性化するため、身延観光の拠点として身延町商工会が中心となり、身延山観光協会、下部観光協会、西嶋和紙工業協同組合、町で構成され、平成20年3月3日に設立された団体です。

みのぶ観光センターは、昨年度まで本栖湖いこいの森キャンプ場、みのぶ自然の里の2つの指定管理事業、観光ボランティア育成事業、大学生等学業継続支援事業、誘客幹旋事業および農業幹旋事業など、町の委託事業を実施してきましたが、町からの人的支援などがなければ運営ができないのが実態でした。

本年度からは、本栖湖いこいの森キャンプ場、みのぶ自然の里の2つの指定管理事業を除く事業の実施となり、事業の縮小が行われました。

現在、みのぶ観光センターのあり方について、同団体内において検討されておりますので、今後の方針が決定されると考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ということは、観光課とみのぶ観光センターとの関係というのは、どういう形なのでしょう。そのところがちょっと分からないんだけど、観光課はみのぶ観光センターにどういう、今までは人的支援をしながらやっていたと言ったんだけど、その人が観光センターで業務を担っていたとすると、観光課が主導して観光センターも動かしているというように考えていいのでしょうか。もし答えられたら答えてもらいたい。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをします。

観光センターにつきましては、商工会が先導してつくった団体ということになります。身延の観光を考える中で、その団体と連携をして、町と連携をして、観光振興を進めていくということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

では、質問の6に移ります。

身延町の観光施策を考えると、町内の観光拠点の連携が重要であるが、どの組織が進めていくのか。これは観光課主導の体制で進めるのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

町の観光振興事業を効果的かつ効率的に推進するため、第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、事業推進に努めてまいりました。

現在、第1期の総合戦略を継承するとともに、新たな施策を追加した第2期総合戦略を実行中ではありますが、地域の声をくみ上げ、各団体と連携し、観光振興への取り組みを町が主体的に推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

先ほどの質問にも関連するんですけども、やはりある程度、町が主体的に動いてもらわないと、それに事業者、そういう観光センターもそうですけど、門内の観光協会、下部の観光協会などと、連携を密にして地域の地域の声をくみ上げて、こここのところはすごく大切なことで、事業者が求めているものは何かというと、やっぱり人が身延におおぜい来てくれて事業としてしっかり成り立っていくということが一番の必要なことでありまして、そここのところをしっかり捉えて、これからも対策を考えてもらいたいと思います。

そして次に7問目ですけど、クラフトパークしだれ桜のこれまでの費用について、年度別の金額はいくらでしょうか。これからの必要な経費と観光拠点としての集客をどう考えているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

しだれ桜の里づくり事業の事業費につきましては当初、平成28年度は4,927万8,672円。平成29年度は2億2,103万9,270円。平成30年度は7,823万7,360円。令和元年度は6,906万1,289円。令和2年度は4,315万5,708円。令和3年度予算額は5,536万4,275円です。

これからの必要経費につきましては、しだれ桜の植栽管理費、雨水排水工事を3期に分割した工事費を予定しております。概算により令和4年度は4,200万円を想定しております。

観光拠点の集客につきましては、しだれ桜の開花時期を踏まえ、観光客の方々の動線等を考慮し、県、各観光協会および商工会等と引き続き連携を図り、身延山やクラフトパークをきっかけにして回遊するなど、相乗効果や町内事業者の収益が上がるような仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

次に質問の8ですけども、現状はクラフトパークに支援が偏りすぎていて、他の場所の整備が進んでいないように考えます。これからのビジョン、統一感のあるコンセプトをつくる必要

があると思いますが、どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

クラフトパークに支援が偏りすぎていて、他の場所の整備が進んでいないというご質問ですが、現在、下部温泉郷の玄関口には温泉とトレーニングジムの複合施設の建設など温泉郷の活性化に向けた事業をはじめ観光協会、商工会への各種補助金による町内を活性化する事業など、本町の観光推進に向けた事業を展開しております。

これからのビジョン、統一感のあるコンセプトにつきましては、①のご質問の答弁のとおり新たな魅力（付加価値）を創出し、「身延町へ行ってみたい、訪れた方が次も身延町に来てみたい」と思っただけのような町にすることを念頭に置き、時代の流れを的確に把握するとともに、町民、事業者および行政等が相互に連携し、本町の観光を面で取り組んでいくことをコンセプトとして推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ありがとうございました。今言った、新しいもの、たしかに下部も造っているということであるんですけども、以前からある観光資源をやっぱり魅力を上げていく必要は絶対あると思うんです。新しいものができたから、それでいいというのではなくて、以前からあるものをしっかり魅力を上げるために政策をしてもらいたいんです。結局、これからも、今、クラフトパーク、来年度、もう4、200万円とかというようにかかっていくんだけど、これは正直のところ、その金額をある程度、2千万円、例えば下部の環境整備に使う、門内の環境整備に使うというようなことで、ある程度、そういうように分散させるというとおかしいけども、クラフトのお金は必要な経費だとは思うんだけど、そういう意味で、以前からある観光資源に対して環境整備にお金が使われていないように、私は考えています。そこのところも考えながら、これから、もともとある観光資源を魅力あるものにする政策を考えていただきたいと思います。それは地元が求めるものであるべきで、地元の関係者とよく話をして考えていただきたいと思っています。

次に第2期総合戦略では、KPIとして入込客数14施設で59万5千人を目標となっておりますが、現在のこの数字の、この数年は幾人になっていきますでしょうか。コロナがありますからね、減っているのは分かりますけども、ちょっと。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

現在の数値につきましては、令和3年1月から3月までの入込客数が最新の数字となりまして7万3,731人です。また、平成29年は44万1,195人。平成30年は49万6,611人。令和元年は49万9,242人。令和2年は36万2,735人で、新型コロナウイルス

ウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和2年は著しく減少しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

分かりました。こういう数字をつかみながら、いろいろ政策を考えてほしいと思います。

次に3月の議会で下部川の包括的河川占有の準備を進めていくとありましたが、進捗状況とどのような利用を考えているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

現在、河川管理者である峽南建設事務所の河川砂防管理課や県土整備部の治水課と県の河川敷地占用許可準則に規定されている、包括占用について、事前相談をさせていただいております。

占用主体として、地方公共団体が直接許可を受ける場合と、河川敷地の利用調整に関する協議会等を設置して、許可を受ける場合の2通りがあり、それぞれ許可を受けるまでのプロセスが異なります。

今後も県と相談を重ね、占用主体としての許可の受け方や地元との連携を図ってまいります。

また、包括占用の許可を受け、どのように下部川を利活用していくかといった部分につきましては、地元住民や観光協会等関係団体の意見を伺い、協議する中で具体的に決定していくべきものと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ぜひよろしくお願ひします。河川に限らず、下部の温泉街の魅力を上げる努力を本当に地元の人とよく話し合いながら進めてもらいたいと思います。

次に教科書が読める読解力テストについてですけども、3月の議会では読解力対策の件で、定期的なテストで児童生徒一人ひとりの読解力を把握し、対策を考えていると答弁がありましたが、具体的な対応について何をしているのか答えてほしいです。読解力が低く教科書が読めない生徒が多いという結果について、現場の先生たちはどう考えているのでしょうか。現状の対応で十分と考えているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

令和3年第1回定例会の議員のご質問に対し、学校現場では授業や宿題、教員が作成する定期的なテストなどで児童生徒一人ひとりの読解力を把握し、対策を考えていますと答弁いたしました。

最初のご質問の具体的な対応について、何をしているのか答えてほしいについてですが、小中学校の学習指導要領では読解力を重要視しております。国語ばかりでなく、他の教科等でも高めるべき能力であるとしています。学習指導要領は文部科学省が定める教育課程の基準であり、学校では学習指導要領に従い、児童生徒や地域の実態を踏まえて編成した教育課程のもとですべての教科の指導計画を詳細に作成し、指導計画に基づき事業、学習指導を実施します。そして日々の授業のもとで児童生徒の学習状況を評価し、評価結果を児童生徒の学習や教師による指導などの改善に生かしていきます。

指導計画で学校の教育活動は進められており、指導計画には目標、学習内容、評価基準が単元ごとに定められています。学習指導要領で重要視されている読解力は、すべての教科の指導計画の中で扱われ、授業などを通して児童生徒一人ひとりの状況を評価し、改善につなげ学力向上に取り組んでいます。

次に読解力が低く教科書が読めない生徒が多いという結果について、現場の先生はどう考えているかというご質問についてですが、先生方にリーディングスキルテストのことや「AI教科書が読めない子どもたち」という著書を紹介したわけではないので、どのように考えているか把握できませんが、学習指導要領で読解力を重要視していることから現場の先生方も当然、重要視しているものと認識しています。

最後に現状の対応で十分と考えているかというご質問ですが、指導計画を作成 プラン、授業学習指導を実施 ドウ、児童生徒の学習状況を評価 チェック、そして改善 アクションのPDCAサイクルを繰り返していますので、現状の対応に満足している先生はほとんどいないと思います。PDCAを繰り返し、指導の改善や児童生徒の学習意欲および能力の向上を目指して日々努力を続けています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

次に読解力を図ることに特化したリーディングテストなら、係り受け解析、照応解決、同義文判定、推論、イメージ同定、具体例同定（辞書）と具体例同定（数理）、7つの読解力を調べることができます。結果的に傾向が分かり、対策もより具体的にになると考えますがどうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

リーディングスキルテストは、読解力を測定するための方法の1つとして提起されているものであると捉えています。県内の状況を県教委に確認いたしましたが、県内でリーディングスキルテストを継続的に取り組んでいる学校は1校もありません。

身延町教育委員会では、校内研究で1年間取り組んだ県内の中学校の情報を入手していましたが、その取り組みは単年度で終わっております。

国の動きとして文部科学省は、読解力等の学力向上のための取り組みを推進するため、リーディングスキルテスト等を活用した事業に予算を付けて調査・研究を進めている段階でありま

すので、その調査・研究の経過および結果を注視していきたいと思いを。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

このリーディングテストというのは、聞くと、リーディングテストをすることによって読解力を上げようとかそういうことではないそうなんです。たまたま、継続して受けるとかということではなくて、今の、現状の読解力を数値として客観的に求めるものであって、そういう、データ化されるんですよ。そうすると1回目受けて、例えば2年とか経ったときに、また受けたときに上がっているかどうかということ、傾向がはっきり分かるということなんです。だから、テストをやってみたほうが良いというような提案ですので、学力を上げるために読解力というのはすごく重要だということを認識しているのはもちろん分かりますけれども、そこを客観的な数字、例えば学力テストをやるのは何のためにやるんですか。あれも点数で、どれだけ理解しているかを図るためのテストだと思うんですけども、それと同じことなんです。だから、授業でしっかりやっているのはよく分かるけども、その結果、どういうレベルの読解力があるかどうかということは、やっぱりこのテストをしないと分からないというのが今の現状だと思います。だから、そのテストをしてもらいたいと訴えているんですけども、そのテストが本当にいいものかどうかという、国ではやっている、ほかでもやっているところ、県内では1校もないからやらないでいいというものではなくて、教育委員会として身延の子どもたちをより学力を上げ、人間性を高めるためにそれが有効だとしたら、やっぱりやってほしいというようにお願いします。

次に、同じ系統の質問になるんですけども、現状確認のために、一学年だけでもとりあえずやってみて、傾向、実情を調べることが良いと考えていますけども、検討をしてもらえるでしょうか。

○議長（柿島良行君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

お答えをいたします。

令和3年の第1回定例議会の議員のご質問に対しまして答弁したとおりでございまして、リーディングスキルテストの実施につきましては、現段階では考えておりません。というのは、議員の指摘、若干、留意が必要だと思われるのは、公教育に予算を付けるということは、それだけの根拠と見通しがなければできないことだというふうに基本的に考えるのが当然ではないかと思いを。

先ほどから課長の答弁のとおりなんですけども、今、文科省ではそのことについて、委託をして調査・研究を進めている段階です。国でも、県でもリーディングスキルテストをやっているところはまだ1校もございませぬ。ですから、その公的な根拠がまだまだ確証されている段階ではないことを導入するということは、公的教育ではあり得ないことだというふうに身延町教育委員会では、はっきりと考えております。

したがって、文部科学省等のいろんな動きを注視しながら議員のご指摘のとおり読解力は学力の基底でございませぬ。そのことについては異論はございませぬ。当たり前のことだと思いを。

ていますので、そういった動きを注視しながら、身延町の子どもたちの読解力が下がらないように、伸ばしていくように今後も頑張ってもらいたいと思っております。当面はテストの実施については、考えておらないことを再度、お伝えをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、教育長が言われたように国はやっていないのは分かるんですよ。まだ検討している段階だからね。だけど、そういう、受けている学校もいっぱいあって、実際に、これは本からの情報なんですけども、そしてそれに対策を行うことによって学力が上がっているという事実もあるんです。データとして。だから身延町の少ない子どもたちの能力を上げたり、学力を上げたりする可能性があるんだったら、やっぱりそれをやっていくというのは、役場とかの務めだと思うんですよ。可能性のあることはチャレンジしてみたいということが必要だと思うんです。今の中で、教員の人たちの過剰労働ということが言われている時代ですから、新しいことをやるのがなかなか大変だということは分かりますけども、教育の目的って何と言ったら子どもたちの成長と学力向上、人間性の向上だと思いますので、なんとかそれを。やっぱりどういう状況のものか考えて対応していただきたいと思います。

次に身延中学の建設について。

身延中建設で、カーボンニュートラルを目指して、太陽光発電システムを導入しエネルギーの自給をする。政府では2030年までに新築戸建て6割に太陽光発電を検討しているという状況ですので、身延でもこの機会に自然エネルギーにシフトするのが良いと考えます。幸いこの場所に下山小、給食センター、身延中、下山公民館ということであるので、これらの施設の電力を賄えるだけの太陽光発電システムを導入してみてもいいでしょうか。

そして、今の世の中の流れで見ると、例えば通学用のバスにしても、何年か先にはもう電気自動車になってしまうと。それが中学に自分たちの自然エネルギーでバスが走るというような状況になっているということは、なかなか子どもたちに対しても自信というか、誇りの持てることではないかと思えますけども、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

身延中学校建設にあたって、自然エネルギーの導入については、基本設計の段階から生徒の学習環境の向上に直結することや地球温暖化防止対策、エコスクールなどの観光教育につながるものと考え、導入する方針であります。

身延中学校建設に太陽光発電システムを導入する方針とし、身延中学校内の自家消費を想定した設備として実施設計を進めているところであります。

また、照明器具をLED化することや消費電力を抑制する空調設備とするなど、省エネ対策を取り入れた電気設備といたします。

隣接する施設の状況であります。下山分館については、すでに太陽光発電システムが設置され整備済みであります。

下山小学校給食センターを賄うだけの太陽光発電システムを身延中学校新校舎に導入するご提案についてであります。新校舎の屋根部分の面積では下山小学校給食センターまでを賄う発電容量が確保できないため、身延中学校新校舎のみの太陽光発電システムを整備することといたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ありがとうございました。

令和2年度買い物環境調査報告についてです。

令和3年3月に令和2年度の買い物環境調査報告書が出ていますが、問題点としてこれからの対策、対応をどうするのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

令和3年3月の議員全員協議会の貴重なお時間をいただき、令和2年度に福祉保健課が中心となり、買い物環境等実態調査を実施した結果を報告させていただきました。その際もお話いたしました。調査対象者の虚弱、一人暮らし高齢者は自分で、または家族と一緒に買い物に行っている方が76.1%、他は同居、別居家族や近所、ヘルパーに頼む人でした。

買い物に行く方法は様々でしたが、買い物はできている状況でありました。しかし、自分で買い物をしたい、将来が不安、各種要望が自由記載でもありましたので、これら関係各課とも共有し、まずは今あります虚弱高齢者などを対象とした配食サービスやヘルパー支援の事業を民生委員に周知したり、商工会や移動スーパーの周知、または乗合タクシーの周知をしたり、生きがい広場で移動スーパーによる買い物の場の提供など効率的・効果的に事業の工夫など、まずはやっていくことで各担当課とも話がされており、各課でできそうなことを検討してもらっています。

福祉保健課では、3月に地域支えあい協議会の町内全域で取り組む第1層協議会で説明しました。8月にも町内旧町単位に取り組む第2層協議会に報告し、その中で議論をしていただく予定でしたが、あいにく、この会議は県がまん延防止等重点措置の適用を受けたこともあり延期になっていますが、地域の中でできる支援、あったらいいと思う支援を住民とともに検討していきたいと思っております。

今のところ新たな具体的な対応策がまだできておりませんが、先ほど述べましたように、今、あるものから効果的に工夫しながら使いやすいように、できることから対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ちょっと時間が迫っていますので、質問の3を飛ばしまして質問の4をさせていただきます。

公共交通機関の充実が重要としている人が52.7%、重要ではないが37.6%。これからますます公共交通機関の充実、利用しやすさが必要になります。利便性の向上に向けた取り組みが求められていますが、対策はどうするのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

町営バスにおきましては、公共交通業務の見直し調査を平成27年度のまち・ひと・しごと創生総合戦略で行い、平成29年度に町営バスの高校乗り入れ等の改正を行いましたので、現段階で大きな改正は計画しておりません。

一方、デマンドタクシーではアンケート調査の自由記載にも何人かの方から「乗合場所までが遠い」というご意見がありましたので、そのような要望に関しましては、委託業者と町で現地向き確認をし、できるだけ乗り入れできるようにしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

これから本当に公共、田舎であるからこそ充実が必要になってくると思います。免許を返納しても不便がないような取り組みをぜひお願いいたします。

次に防災対策についてですけれども、今、自然災害がすごく起きています。そういう中で、身延町の中でもいっぱい危険箇所というのはあるんですけれども、それについて1つ質問したいです。

門内にかたくまという地内に、暗渠で川が流れているんですよね。ここはかたくま沢川と言うのかな、そこが何年か、ちょっと前の台風で土砂が流れてきまして、そして門内の門前町のところ、仲町から下の下町、元町に向かって道が川になってしまったということがあります。そして暗渠のところの内部も狭く、十分な空間がないようです。豪雨時には溢れることが危惧され、改修し十分な排水量を確保する必要があると思います。どこの管理であるのか、また対策を考えなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

ご指摘の河川は県内一級河川、かたくま沢川で山梨県が管理しております。県に問い合わせたところ、志摩坊さん前あたりの検討結果ですが、流下能力はおおむね確保されているようです。しかしながら古い石積み等も残っているようですので、今後は改修、改善を要望していきますが、県道身延本栖線と並行しており、近接して家屋が密集しておりますので、実施に向けては住民の皆さまの協力が不可欠となります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ありがとうございました。実際に以前もそういう、災害が起きているところというのは、何年後にまた起きるといふ可能性は十分ありますので、ほかのところもいっぱい危険箇所は多いんですけども、そこはやっぱり地元の人によく、防災ハザードマップで確認するというのとともに改修をぜひ進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は2時15分とします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時15分

○議長（柿島良行君）

一般質問を再開します。

次は通告の5番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は3点について質問をしたいと思います。

まず1点目、新型コロナウイルス感染対策についてということで質問をします。

5月23日から始まった新型コロナワクチンの予防接種ですけども、町長をはじめ職員の皆さんが本当に大変な協力の中で土日、土日に出るのは本当に大変だったと思うんですけども、最初、高齢の母を送っていった、その5月に比べて私が最後に、2回目の8月28日に受けたんですけども、前に比べてだいぶ職員の皆さんも慣れて動きもよくて、入って30分もしないで出て来れたというようなことで、28日に、本当に暑い中、大きなタオルを持って職員の方たちが顔の汗を拭きながら本当に一生懸命頑張ってくれてやってくれたということで、本当に感謝をしています。

65歳以上の、国で7月中にというような方針だったんですけども、高齢者の新型コロナワクチン接種状況、これがどうなっているのか、お答えください。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

国で示されています医療従事者の次の接種順位に基づく65歳以上の高齢者向けワクチン接種につきましては、予定どおり7月末をもって接種希望のありました方、お一人2回の接種を終えております。

まずは4月21日から高齢者施設に入所されています高齢者を順次、施設において接種してきました。その後、集団接種については、5月23日から下山小学校体育館において対象者の年齢を刻み、順次年齢を下げてくる中、1人2回の接種を延べ16回実施してきました。

8月23日時点で接種した町内の65歳以上の高齢者の人数ですが、2回接種を終えた方は4,821人になります。この人数は国のワクチン接種記録システムからの人数で、町で行う集団接種や大規模接種会場や職域会場を問わず、システムに記録されています、すべての接種データの対象数字となっています。これをもとに4月1日時点の高齢者人口で2回接種しました方の接種率は89.1%になります。約9割になる町内の高齢者の方が接種を終えてきました。

当初心配しましたが、高齢者のこれまでに接種しました方の中で重篤な副反応の出た方はおりませんでした。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

9割の方が接種を終えているということなんですけども、その中で、私、ちょっと心配したのは、ワクチン接種をしなかった理由の把握と言うんですかね、ちょっと話も聞いたときに下山小学校の体育館の場所が分からなくて予約ができなかったという話も聞いたので、その把握はできているのかなということ、ちょっと心配だったんですけども、その把握というのはどうなっていますか。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えします。

場所につきましては、下山小学校体育館において集団接種を行っておりますが、町民の方にも周知徹底をする中で場所の説明をしてきております。そういった中で、町のほうではそれで受けられなかったということは、特に聞いてはおりません。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

理由の把握は別にしていないということ、そういう話は聞いていないということなんです。やっぱりいろんな人がいて、旧下部とか中富で、下山小学校って比較的新しいではないですか。だからやっぱり、そこが分からなくてということも聞いたんですけど、でも、この若い人たちのスケジュールが来たんですけども、これに送迎の希望の方と、若い人でもこういうふうを送迎してくれるというふうにあるので、高齢者の、一人暮らしの方で送迎をしてもらったという人もかなりいるのかなというふうに。だから場所が分からなくても予約を取って迎えに来てもらえれば、そこへ連れていってもらえるのかなという点では安心していたんですけども、そういう話をちょっと聞いたものですから、そういう人がいたんだったら、ちょっと。やっぱり一人暮らしのお年寄りが多い町ですから、やっぱりそういう人たちにも、ちゃんと行き届

くようなことをしないと。しない人は別に、いろんな事情があつてしないのはいいんだけど、したいと思つても、できなかつたというのが一番困るなと思つたので、そういうところの、しない理由をちゃんと町として把握をしているのかなと思つたのでお聞きをしたんですけども、そういう理由とかつて、さっき聞いていないというふうにおっしゃつたけど、私はそういう話も聞いたので、町に届いていなかったのかなと思うんですけど、特別、しない理由というのは把握はしていないということなんですね。そういうふう理解してよろしいですか。

○議長（柿島良行君）

渡辺議員、今の質問は①の質問の関連で。

○11番議員（渡辺文子君）

いいや、②の。

○議長（柿島良行君）

②の質問に入っていますか。

○11番議員（渡辺文子君）

そうです。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えします。

これまでも町でワクチン接種に向けて町民の方には周知、説明し、相談にも応じてきたところです。接種するにあたりましては、接種するメリットや副反応などのデメリットもあることを確認してもらい、接種を促してきました。

今回の接種につきましては、国でも言っていますが、あくまでも本人の意思に基づき接種いただくもので、接種を望まない方には接種を強制するものではなく、また接種する本人の同意なく接種することはありません。このことから町では接種しなかつた理由まで、あえて聞くことはしておりません。

世論調査などによりますと、安全性への不安で副反応が心配だからとか、ワクチンの効果に疑問を感じるなど、若い世代ほどワクチン接種に消極的なことが報じられています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろん若い人の中には、そういう人たちもいるんでしょうけども、希望しない人は別として、したいなというふうにも思つてもそういういろんな事情で、特に一人暮らしのお年寄りが多い町ですから、そういう人がいたらちょっと困るなと思つたので、把握がちゃんとしてあるのかなと思つてお聞きをしました。でも、していないということなので、これ以上は言いませんけれども、やっぱり注意しなければいけないのは、一人暮らしでどこにも相談できなくて、どうしたらいいか分からないというような人がいると困るので、それはやっぱり丁寧な、ちゃんとケアをしていただきたいと思つています。

3番目の質問に移ります。

保育園や学校関係、それからデイサービスの職員のワクチン接種、これを私、なるべく早く

してもらいたいというふうに前も質問したんですけども、どのくらい進んでいるでしょうか、お願いします。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

高齢者向けのワクチン接種を終え、64歳以下の接種をするにあたり、まず初めに国で言います優先順位である基礎疾患を有する方から日を設定し、始めました。この際に町では感染のリスクも考慮する中、並行して町の優先接種として先行する町立小中学校の教師、町立・私立の保育士、高齢者介護事業所の従事者も併せて接種をしてきました。接種希望をあらかじめ聞き取り、予約に基づき8月1日に一度目、8月22日に二度目の接種を行い、基礎疾患を有する人を除き、それぞれ合わせまして162人が2回の接種を行っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

162人ということなんですけれども、その人数が保育園や学校関係、デイサービスですよ。そういう関係、全体がどのくらいの中で、この162人なのか。大体の割合。町外から、こういう施設に通ってきてくれている方もいらっしゃるの、正確な数字というのはなかなかつかめないのかなと思いますけども、でも大体、全体が何人ぐらいの中で、この162人なのか、どのくらいのパーセントなのかという、大体でいいですけども、それをお答えいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えします。

なかなか全体の数をということの中では、先ほども議員がおっしゃったように難しいところがあり、特に高齢者の介護事業所の従事者ということになりますと、中には65歳以上の方もおられたりするんですが、町のほうではおおよそ7割ぐらいの方には今回、2回の接種を受けてもらったと思っております。

そんな中で、なかなか正確なパーセントは出せませんが、6割から7割は接種をしていただいたと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

やっぱり高齢者に従事する人が打ってもらわないと、いくら高齢者が打つてもということもあるので、これは早くしてもらいたいということだったんですけども、大体7割ぐらいということで、これは希望されている方ほとんどこれで済んだということに理解してよろしいですか。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えします。

あくまでも本町の8月1日と22日予定している接種ということでありまして、そのほか希望していない方につきましては、職域接種、大規模接種会場、それから65歳以上の方は事前に済まされているということを鑑みても、おおむね希望した方につきましては、7割ぐらいの方は接種していただけているかと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。

質問4番なんですけれども、なんか順調にきていたけど、ワクチンが途中で足りなくなったという話もちよっと聞いているんですけども、今後やっぱり64歳以下の方のワクチン接種、これがちゃんと予定どおりできるかどうかということがちよっと心配なんですけれども、これについてのお答えをお願いします。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

先ほども答弁しましたが、8月より64歳以下の町民を対象に接種してきております。当初お知らせしました接種スケジュールどおりとはいきませんでした、ここにきてようやくワクチンの供給のめども立ち、すべての接種対象者の方へ日程等周知してきております。

これで、すべての町民に集団接種により接種ができる体制づくりが整いました。10月中には町の集団接種における64歳以下の方のワクチン接種を終えられる予定となっています。その後は病院とも協議をしていますが、それまでに接種していただけなかった町民の希望者を対象とする、病院での個別接種による接種も考えております。

また、町民の中には県で開設しています大規模接種センターや職域接種において、そちらでも接種されていることを聞いております。

今後も接種を希望します方には速やかに接種を行い、これからも安心・安全で円滑なワクチン接種に鋭意努めてまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

最近妊婦さん、新生児が亡くなってしまったという本当に痛ましいことがあったので、妊婦さんと、それからパートナー、一緒に、若い方たちに接種するということも出てきているんですけど、本町においては、その計画というのはどうなんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えします。

妊婦さんにつきましては、その保護者と合わせまして町のほうで、その家庭の世帯に通知を差し上げまして優先的に接種できる旨をご連絡しています。そういった中で早めに接種いただけるということを町でも優先的に接種を考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

妊婦さんだけでなくパートナーもそういうことですね。はい。ありがとうございます。分かりました。

次に2番目の質問です。学校通学路の安全確保についてということで質問をいたします。

千葉県八街市で下校中の児童5人がトラックにはねられ死傷するという、本当に痛ましい事故を受けて、通学路の緊急点検や安全教育を実施する動きが全国的にあります。本町の取り組みについては、どういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

千葉県八街市の痛ましい事故発生を受けて、県教委から令和3年7月2日付けで学校における通学路の安全確保についての通知がありました。内容は通学路の危険個所の確認や児童生徒に危険を回避する能力を身に付けさせる安全教育を実施するなど、通学路の交通安全の確保について、より一層の徹底が図られるよう管内の学校への周知および指導をすることと併せて通学路の確認と児童生徒に対し、学級活動を通じて安全教育についての指導を徹底したことの報告書を提出するものでした。

本町では県教委の通知を受け、管内の学校4校へ通知いたしました。通知の内容は県教委と同様で、報告書については通学路の確認と安全教育について対応の内容を記入するよう求めました。

通学路の確認では、毎日職員が各通学班に付き添いながら通学路の点検を実施していること、緊急で徒歩通学班に職員が付き添い危険箇所の点検を行ったこと、PTA支部長と職員で通学路の点検を行ったことなどが報告されました。

また、安全教育については、下校時に全校一斉で安全な登下校、道路の歩行の仕方について指導をしたこと、職員が付き添って安全指導をしたこと、各担任より安全な登下校の仕方について指導したことなどが報告されました。

各学校からの報告書を受け、県教委には管内すべての学校が通学路の確認と児童生徒に対し、学級活動を通じて安全教育についての指導を徹底したことを報告いたしました。

以上が八街市の事故発生を受けての本町の取り組みです。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。

2点目なんですけれども、国、県は市町村に対し「危険個所の点検と対策」を通知し、国交省は10月末をめどに対策を示すよう求めています。その危険個所の点検計画はどうなっているか、お答えください。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

本町では継続的に通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、身延町通学路交通安全プログラムを作成してあります。交通安全プログラムにより各学校における通学路点検の結果を集約し、毎年一度、合同点検を実施して対策を検討していますが、効率的・効果的に合同点検を行うために重点箇所を設定しております。具体的なフローについては、次のとおりです。

まず最初に学校から全保護者へ通学路点検調査票を配布し、危険箇所を報告していただき、学校は危険箇所の抽出をいたします。

学校から挙げられた危険箇所のうち学校教育課と各学校との協議により、合同点検を実施する重点箇所を選定します。

次に合同点検では警察署、国・県・町の道路管理者、交通防災課、学校などの関係機関に立ち会っていただき、改善が必要な場合、実施主体がどこなのかを明確にし、改善の方策を検討いたします。

最終的に対策一覧表および対策箇所図を町のホームページで掲載し、公表しています。

このように、本町では交通安全プログラムにより毎年通学路の危険箇所の合同点検と対策を繰り返しています。県は7月12日付けで、国が示す実施要領により危険箇所の対策案の検討作成を10月末を目途に実施するよう求めています。地域の実情等により期間内の実施が困難な場合、遅くとも12月末まで実施することとしています。

本町では年度当初からのスケジュールで10月中に合同点検を実施し、危険箇所の対策の方向性の確認を11月中に行う予定で進めてきていますが、前倒しできるのであれば少しでも早めに実施できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

子どもの行動というのは、大人にはちょっと理解できないところもあって本当に危険なところもありますので、前倒しできるのであれば、本当に一刻も早く前倒しをして、早くやっぱり解決できるところはしていただきたいなということで、よろしく願いいたします。

それから3番は、町として改善の計画が具体化されている箇所はありますかということ。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

身延町通学路交通安全プログラムに基づき、毎年通学路の危険箇所の合同点検と対策を繰り返していますので、改善された箇所はあります。令和2年度は重点箇所として15カ所の合同点検を実施し、一部改善したものを含め6カ所を改善いたしました。対応中のものは2カ所あり、範囲が広く随時改善しているものと令和3年度で予算計上して取り組み中のものとなります。また、検討中のものが5カ所、対応が困難なものは2カ所です。

今後も交通安全プログラムにより通学路の安全確保に向けた取り組みを推進していきます。
以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

一応、計画的にいろんなことをされているということで理解をしましたがけれども、大体スクールバスで子どもたちが送り迎えしていただけるので、通学路といってもそんなに、昔に比べてたくさんではないのかなと思いますけども、それでも検討中のものが5カ所、それから対応が困難なものが2カ所ということで、なかなか子どもたちのためといっても大変な箇所があるんだなというふうには思いましたけれども、やっぱりこれも地域の皆さんの協力を得ながら、子どもたちのためになるべく早く対応をしていただけるように要望をします。

それで最後の質問ですけれども、静岡県の熱海市の大規模土石流を受けてということで、これは何人の議員からも同じような質問が出ていますけども、とりあえず質問をしていますのでお答えをしていただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

午前中の伊藤達美議員のご質問にお答えしたとおり、本町で対象となった盛り土は山梨県から許可を受けた身延町遅沢地内の建設残土処理施設です。

緊急点検は本年7月13日に行われ、私も参加させていただきましたが、点検の結果、指摘事項等はございませんでした。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。

その答弁書の中で盛り土の緊急点検、これを課長も言ってくれたけど、別がないということで、そして町では土石流災害から住民の生命、財産を守るために国や県と連携してソフト対策とハード対策と、いろいろやっているという答弁でした。ソフト対策というのは、早く逃げなさいよということなんだと思うんですけど、あとハードの対策として、県が中心となって砂防堰堤を整備促進に取り組んでいるという答弁がありました。この砂防堰堤が、こういう地域ですから昔からそういうものを造ってあったということで、そこが一杯になっているんですね。

その一杯になって、それを超してきたら困るといような心配がいろんなところでちょっと聞かれるんですけども、それは県がやったこととは言いながら、やっぱり町として住民の方たちは何とかしてもらいたいというしかないんですけども、そういうようなところ、町として把握はちゃんとしていますよね。そういう点検みたいなのは、しているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

山梨県内の堰堤につきましては、何件あるかちょっと詳細は把握しておりませんが、堰堤そのものの構造が土砂を補足する目的もありますけど、溪床を安定させる目的もあります。過度に堆積している案件につきましては、私ども職員も細心の注意を図りまして、県と連携しながら土砂の撤去については取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

そういうところって結構多いのではないかなと思って、前にも私、三沢のそういうところをちょっと、こういうところがあるんだけどということをお願いしたんだけど、やっぱり堰堤の土砂を取ること自体がすごく大変で、なかなかできないというふうに言われたんですけど、一杯だから超えてくるって分かっているところに住民の皆さん、住んでいるということなので、県にもお願いしながらそういうところは、堰堤を造ってもらったのはいいんだけど、そのあとがちゃんと管理をしていかないと困るなど、超えてこられたら困るなどというところがたくさんあるのではないかなと思いますので、点検もきつとなんか帳簿があると思うので、ぜひ定期的に、2番のほうでも定期的にパトロールしたりしていると書いてありますけれども、ぜひ、ハードの砂防堰堤を造ったのはもちろん感謝しているんですけど、そのあとの管理をきちんとなししないと危ないことになるので、そこはそこで県とも相談しながらぜひお願いしたいと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

渡辺議員、今のは意見と要望ということで、これからの要望ということでよろしいですか。

○11番議員（渡辺文子君）

そうしてもらいたいんですけど、どうですかと。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長、意見と要望ということで。

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

貴重なご意見として承ります。よろしく申し上げます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

町独自の危険箇所の点検ですね。これはどうなっているか、お答えください。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

毎年6月は台風シーズン前の土砂災害防止月間として定められており、土砂災害の防止や被害軽減の重要性について認識し、理解が深められるよう国、県、警察、消防と連携し、様々な取り組みが実施されております。

その一環として毎年6月には合同でパトロールを実施しており、今年度は6月15日に実施しました。町独自では定期的には実施しておりませんが、現場等への往復の過程等、危険箇所があれば目視で点検をしており、また台風と大雨のあとには、職員手分けをして危険箇所を中心にパトロールしております。

なお、大規模な災害には必ず予兆があると言われており、私どもはその予兆を見逃さないよう常日頃心がけております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

最近地球温暖化で台風の巨大化、それから集中豪雨などで土砂災害警戒区域が多い本町では、本当に多くの方が心配をして、雨が降ったり、風が吹いたりすると本当に心配な思いをしていらっしゃるというのが現状だと思うんですね。こういう町だからこそ、大変な面もありますけども、パトロールもしてくれるということなんですけども、危険箇所を中心にパトロールしてくれるんですけど、住民の方たちはすごく不安な思いでいるわけではないですか。ちゃんとパトロールをしてくれたということが分かって安心できると、また違うと思うんですけど、いくら町のほうでパトロールしても、それが分からないと不安な思いのままですつといてはいけないというのがあるんですけど、住民の方には何かそういうのをお知らせするような機会ってあるんですかね。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

直接住民の方にパトロール、点検をしていますということは報告してございませんが、ちょっと職員に徹底しているかどうか分かりませんが、パトロールの際には必ず黄色い回転灯を付けて、しっかり見ているということを意思表示するよう伝えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

やっぱり、しっかりちゃんと見ているという、パトロールしてくれているというのが少しでも安心につながっていくのではないかなと思うので、ぜひそれは放送なり、回転灯を回すなりして、ちゃんとしていますよということで少し安心してもらうしか、今はないのかなと思いますので、そこのところはぜひお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は3時5分といたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時05分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に通告の6番、赤池朗君の一般質問を行います。

赤池朗君の質問を許します。

登壇してください。

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

通告に従い、質問を行います。

1番目として、定住促進のための住宅供給について質問します。

はじめに、総務省が2021年3月に地方への人の流れの創出に向けた効果的移住定住推進施策事例集というものを出しました。それによりますと、東京圏は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県になりますが、2019年に24年連続転入超過を記録する一方、地方では人口減少、少子高齢化に加え、若者層の東京圏への転出により地域社会の担い手不足が深刻化していることから地方への人の流れの一層の促進は、喫緊の課題ですと出ています。

一方で、2018年にはNPO法人ふるさと回帰センターへの移住相談件数は4万人を超え、5年間に4倍にまでふくらんでおり、より多くの人々が地方への移住に関心を持つようになってきていますとあります。

さらに今年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、組織も個人も多く行動制約が求められる中、新しい生活様式を模索し、多くの人々が地方移住という選択肢について考え出した年でした。

テレワークや住環境、暮らしを優先した居住環境の選択のように、これまで少しずつ認知され広がりを見せてきていたとあります。

新しいツールや考え方が一気に現実味のある選択肢として、より多くの人に提示、認知されました。

移住定住施策に取り組む地方公共団体も、その施策、取り組みのあり方について改めて問い直した一年だったのではないのでしょうかとあります。

定住の促進のためには、働く場所と住むところが必要だと考えます。本町には、それに対応する空き家バンク制度というものがあります。その登録件数と問い合わせ件数、空き家バンクの登録件数に対する成約件数の割合について、どのように分析しているのか、お答えください。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

各地において空き家を活用した二地域居住や移住などを促進する取り組みが行われており、本町においても平成20年度から空き家の有効活用を通して移住定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的として、空き家バンク制度を実施しております。

ご質問につきまして、近年の実績状況をお答えいたします。

空き家の登録件数は、平成20年度から令和3年8月末までの間に143物件が登録されており、これに対して成約件数は累計で売買が35件、賃貸が67件、合計102件となっております。

空き家等の問い合わせ件数につきましては、令和元年度に132件、令和2年度に253件で、令和2年度の問い合わせ件数は急激に増加しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が影響し、地方への移住を考える人が増加しているとの調査結果のとおり、本町への問い合わせも増加したのも考えております。

登録物件に対する成約件数の割合につきましては、令和元年度末では空き家登録129物件に対して82件の成約で成約率は63.6%、令和2年度末では空き家登録142物件に対して96件の成約で67.6%の成約率となっております。

空き家物件の登録は、毎年度10物件前後が新たに登録され、成約率は60%前後で推移しており、成約の内訳としましては、賃貸契約が7割弱を占め、今後も同様に推移するものと考えております。

空き家バンク制度を通じた移住の実績は、直近の令和元年度に4世帯8人、令和2年度に3世帯5人となっており、過去5年の平均は6.6人となっております。

このような実績状況から現在のところ、空き家バンク制度による一定の成果が得られておりますので、今後も鋭意取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいまの答弁で143物件が登録されており、これに対して成約件数は累計で売買が35件、賃貸が67件、合計102件となっていることで、それなりの成果が上がっていると思います。

私もこの切石に住んでいますが、切石でも移ってこられた方が最近1件いて、ほかの地域も入れるとだんだん増えているのかなと感じています。

また、先ほどの答弁にありましたように、コロナの関係で都会からちょっと自然豊かで、またコロナの少ないところへ移ろうかという考えもあるのかなと思っています。

先ほどの、地方への人の流れの創出に向けた効果的移住定住推進施策事例でも住まいの意向が変わっているとあります。また、移住先で住居形態として新築の持ち家の割合が低くなり、その分、中古の持ち家を希望する割合が高まっているとしています。移住先の地方における空き家活用が進むことも期待されるとありますので、空き家バンク制度をさらに進めていただき、一人でも多くの移住者を迎えらるよう願います。

移住者や若年層の方々が住居を探す場合、まず考えられるのは公営の住宅だと思います。本

町には町営住宅と町有住宅がありますが、その内訳はどうなっているのでしょうか。また、それらを将来的にどのように活用していくのか、答弁ください。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

本町では、現在町営住宅14団地、196戸、町有団地1団地、60戸を管理しております。大半が建設してから年数が経っており、今後厳しい財政状況下のもと、さらに維持管理費が増加していくことが懸念されております。

また、一方では生活の質的向上や環境問題への意識の高まりなど住民のニーズの多様化、高度化に応じた住宅の改善、改修や新たな住宅の供給も求められております。

これら様々な課題に対応していくために、建て替えや計画的な修繕により長寿命化を図る住宅の判別など政策空き家も含めて効率的・効果的な運営を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

今はデジタル化が進み、一昔前とは生活様式も変わってきております。答弁にあった生活の質的向上や環境問題への意識の高まりなど、住民のニーズの多様化、高度化に応じた住宅の改善、改修も住民の意見を参考にしながら住みやすい住宅の供給をお願いします。

次の質問に入ります。

町外から町内企業に働く人たちもできれば職場に近いところに住みたいと思っていると私は思いますが、町営住宅ではいろいろな制約があり、なかなか入居できないという実情もあります。町内企業からも従業員の住宅の確保という要望がありました。このことに対し検討したのか。これは先ほど伊藤達美議員からも質問がありましたけど、よろしくご答弁ください。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

伊藤達美議員の質問でお答えしたとおり、現在、PFI導入可能性調査を国の補助金をいただき実施しております。PFI導入により事業可能ということになれば、来年度以降、実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

住宅に関しましては、これからもまたいろんなところで必ず取り組んでいただいて、一生懸命取り組んでいただきたい問題でありますので、よろしく取り組んでいただきたいと思っております。

それから以前には、ずっと昔の話だと思いますが、公営住宅に何十年か、何年か住むとそのあと希望者には払下げという制度が、たしかあったように記憶しております。そういうことを

町では知っていますか。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

震災復興事業として、主に平屋一戸建てや長屋形式の住宅を供給しており、一戸建ては払下げも行われたと聞いておりますが、詳細は把握しておりません。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

今回の質問に際しまして、たしか僕もだいぶ若いころ、そんなものがあつたなと思って、ちょっと調べてみましたら、戸建て復興公営住宅の払下げというのがありまして、これは震災で被害を受けた方に復興住宅を供給して、それでその人たちに希望があれば払い下げというような制度です。これは特別な例ですけども、そのほかを調べましたけど、自治体独自でこのような制度を持っているところは見当たりませんでした。

それで、賃貸住宅ではいずれ家を建てようと思ったときに、より利便性のよい町外に転出してしまふ可能性が私は多いと思います。実際に若い方たちも今、僕自身もこの町にずっと住み続けたいと思っていますけど、やはり便利なところがいいですという考え、またどうしても町内には企業が少ないですから、職場に近いほうがいいという意味で、せっかく家を建てるなら利便性のよい、職場に近いというところに、そういう考えに至ってしまうのではないかなと考えています。

子育て支援日本一と町長が自負している、この本町の子育て、自信がある町で子どもたちを育てる期間中に身延町内に自分の家を建てられるようにするために、今後、公営住宅の建設をする際には、共同住宅でなく将来、この制度ができるかどうか分かりませんが、個別住宅を戸建て住宅として建てたらどうかということを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

まず、公営住宅として建てる場合には、入居には加入制限がございます。また、公営住宅の払下げにつきましては、耐用年数、木造戸建てにつきましては30年となっておりますが、それ以前の払下げですと国への補助金返還等が生じ、手続きが大変煩雑でございます。また、払下げ価格につきましても課題が残りますので、本町では現在、戸建てを建てて、その後、払下げをするというようなことは、今のところ考えておりません。

本町では空き家も増加しておりますので、定住促進に向けては最大限、空き家バンクを活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4 番議員（赤池朗君）

ちょっといろんな課題が多いので、なかなか実現が難しいかなと、今、思ったところですけど、また、先ほどの空き家バンクの件につきましても、それなりの成果が上がっているということなので、ぜひ空き家バンクを活用して、町としても移住定住については、これからもまた少子高齢化が進む中で重要な課題だと考えていますので、皆さん知恵を絞って進めていただきたいと思います。

次に自然災害対策について伺います。

近年の異常気象により土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水や氾濫が起き、各地に甚大な被害が発生しました。

今日も熱海の大規模な土砂災害の件につきましては、何人かの質問がありました。本町にも建設残土を埋め立てる場所がありますが、どこに何力所くらいの量があるか、これも先ほど答弁してくれたのかな、分かったら答弁ください。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

平成20年1月1日から3千平方メートル以上の土砂の埋め立てを行う場合には、県条例により知事の許可が必要となりました。平成19年以前、また3千平方メートル未満の箇所につきましては、現在、詳細を確認することができません。

本町において、この条例に該当するのは現在、進められている遅沢地区の建設発生土処理施設で、予定埋め立て量133万立方メートルに対し、現在は1万立方メートルとのことです。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4 番議員（赤池朗君）

だいぶ以前のことはなかなか把握というのが難しいかと思います。

次に一応、予定としては熱海の大規模災害のあとで埋め立ての調査を実施したが、その結果はという質問を用意していましたが、もう同僚議員が先ほど、2人によって説明を受けましたので、これは割愛させていただきます。

その次に、これからも公共事業はなくなるならない、そして絶対必要なものだと考えております。これから発生する建設残土等を埋め立てなければならないが、災害防止のための観点からも規制や調査等は検討しているのか、お答えください。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

詳細は把握しておりませんが、林道富士見山線、三石山線沿いには建設残土が埋められていると想定されます。開設から30年以上経過しており、すでに山林化しておりますので、熱海の災害とは状況が違いますが、今回の災害を受け、町長の指示により下流に人家等の影響の恐れがある箇所を中心に調査を開始したところです。

なお、県の埋立て条例に町独自で上乗せ条例を設けるかどうかは、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

条例につきましては、この本町につきましては、皆さんご存じのとおり広い面積と急峻な地形があります。町民が安全で安心して暮らせるまちづくりのためにも、いろいろ検討していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に消防団員の出動手当の増額ということで質問します。

だいぶ前から消防団員の確保については、各分団も苦慮しております。それは本町だけではなく、この近隣の町村でも同じだと思います。それで、本年度の消防団員数はどのくらいなのかお答えください。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

令和3年4月1日現在、消防団員は637人です。4月以降、役場の新入職員が本部員として入団したため、6人増えて6月1日現在、643人でございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

現在637人が消防団としてご尽力していただいているということです。今年度予算で消防費2億738万円でした。その多くは設備、消防車とか防火水槽、その他が多くを占めておりますが、その中で団員報酬と出動手当がありますが、その内容を答弁ください。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

令和3年度当初予算ベースで団員報酬は1,091万5千円、出動手当は424万8千円でございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

団員報酬約1,915万円、出動手当が428万円ということで、その消防費の中に占める割合としては少ないなと感じているところです。

消防団は定期的に地域の見守り、機械器具点検、防犯活動、部会などを実施しているが、分団ごとにいろんな災害とかで出動していると思っておりますが、その出動回数を答弁ください。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

令和3年度は年度途中ですので、令和2年度、3年度を回答させていただきます。

令和2年度につきましては、下部第1分団2回、下部第2分団3回、下部第3分団4回、下部分団、合計で9回でございます。

また、身延第1分団2回、身延第2分団5回、身延第3分団4回、身延第4分団3回、身延分団、計14回でございます。

中富第1分団2回、中富第2分団2回、中富第3分団4回、中富分団が計8回。

令和2年度の身延町消防団の合計は31回でございます。

令和元年度につきましては、下部第1分団14回、下部第2分団11回、下部第3分団12回、下部分団で計37回でございます。

続きまして身延第1分団10回、身延第2分団10回、身延第3分団13回、身延第4分団10回、身延分団で計43回でございます。

最後に中富第1分団が11回、中富第2分団が11回、中富第3分団が10回、中富分団の合計が計32回。

令和元年度の身延町消防団の合計出動回数が112回でございます。

令和元年度と令和2年度の出動回数に大きな差がありますのは、令和元年10月襲来した台風19号では降り始め10月11日、午前0時から12日、午後9時までの総雨量は426ミリで観測史上最大の降水量を記録し、12日、午後3時30分には山梨県で初めて大雨特別警報が発令されるなど、台風の上陸等による風水害が発生したことや通常、消防団員が行っている各種訓練や行事へ出動がありました。

一方、令和2年度におきましては、12年ぶりに台風の上陸がなかったことや新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、消防団員が例年行っている行事の中止や規模の縮小が相次いだことによるものです。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

今の課長の答弁の中で、ちょっと訂正をさせていただきたいところがあります。

冒頭、令和3年度は年度途中ですので、令和2年度、3年度を回答させていただきますと課長は申し上げましたけども、これは令和元年度、2年度をとということで、すみません、訂正させていただきます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

承知しました。

ただいま課長から説明がありましたように、消防団の皆さま、非常に多く出動されています。本当にご苦労さまと頭が下がる思いです。そして消防団は率先して地域のためにも尽力されて

います。その中で、常日頃から少しでも団員のためにと近隣町では報酬を引き上げたところがございます。その内容を説明ください。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

南部町では、令和3年4月1日から団員報酬を「1万円」から「1万5千円」に改定いたしました。出動手当につきましては改定いたしませんでした。

このほか近隣の町では、団員報酬と出動手当について検討に入っていると聞いております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

本町は面積が広く集落が点在しているので団員数が多いのは承知しています。それでも個々の分団、部によりますと、まだこれでもなかなか人が少なくて困るという、そういう現状で団員の確保に苦勞しているのが現状です。

日夜町民の安心・安全のために地域に貢献している団員の皆さまの苦勞に報いるために報酬の引き上げをしてあげたいと常日頃から思っていました。年間報酬を上げると団員数が多い本町では、財政的にちょっと厳しいかなと思うこともあるんですが、そういうところで、せめて出動手当を上げてあげたらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

赤池議員ご指摘のとおり、本町は301.98平方キロメートルと町の面積が広く約8割を森林が占めております。町の中央を流れる富士川に流れ込む河川も数多くありますので、消防団が活動する範囲も他町に比べて広範囲になると思います。

団員の皆さんのご苦勞に報いるためにも、団員報酬と出動手当が引き上げられますよう関係課と検討しているところでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいま非常にうれしい答弁をいただきました。団員報酬と出動手当を引き上げるように、これから検討するというのでよろしくお願いします。

平成23年度、24年度は消防団長として2年間務めさせていただきました。この2年間にいろいろな経験をさせていただき、団員がいかに町民の安心・安全のために活動しているかというのを実感した次第です。

また、消防団員は地域においてもいろんな行事に参加されたりして、かけがえのない存在であります。団員の皆さまの苦勞に報いるためにもぜひ前向きに検討して、ぜひ上げてやってい

ただきたいと思いますので、検討をよろしく願いしまして私の質問は終わります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（大村隆君）

事務局からお知らせいたします。

明日 9 時半からの本会議終了後、現地調査が予定されています。

ヘルメットを忘れずにご持参をお願いいたします。

それでは相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3 時 3 7 分

令和 3 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 3 日

令和3年第3回身延町議会定例会（3日目）

令和3年9月3日
午前 9時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 認定第1号 令和2年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第71号 身延町あけぼの大豆拠点施設条例の制定について
- 日程第4 議案第72号 身延町下部農村文化公園条例の制定について
- 日程第5 議案第73号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第74号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第75号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第76号 身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第77号 令和3年度身延町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第78号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第79号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第80号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町長	望月幹也	副町長	笠井祥一
教育長	保坂新一	総務課長	遠藤基
会計管理者	小笠原正人	企画政策課長	幡野弘
交通防災課長	佐藤成人	財政課長	佐野美秀
税務課長	伊藤克志	町民課長	穂坂桂吾
福祉保健課長	望月融	観光課長	佐野和紀
子育て支援課長	松田宜親	産業課長	高野修
建設課長	望月真人	土地対策課長	伊藤天心
環境上下水道課長	水上武正	下部支所長	内藤哲也
身延支所長	千頭和康樹	学校教育課長	深沢泉
生涯学習課長	中山耕史	施設整備課長	羽賀勝之

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 大村 隆
録音係 若狭秀樹

開会 午前 9時30分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

本日は質疑および委員会付託の日程になっております。

お手元に配布した委員会付託議案表のとおり認定第1号、議案第71号、議案第72号、議案第77号から議案第80号につきましては、各常任委員会に付託を予定していますので質疑は大綱のみに留めてください。

また議案第73号から議案第76号までは、委員会付託省略議案表のとおり委員会付託を省略の予定です。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 認定第1号 令和2年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で認定第1号の質疑を終わります。

日程第3 議案第71号 身延町あけぼの大豆拠点施設条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第71号の質疑を終わります。

日程第4 議案第72号 身延町下部農村文化公園条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

議案第72号についてお伺いいたします。

この文化公園については、バーベキュー施設やキャンプ場等が併設されるわけですが、かつて道の駅として対応してきたと、こういった面からこの施設に対して大型バス等のトイレ休憩の対応ができるかどうか、そのへんについて伺います。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

農村文化公園施設のトイレの量が大型バスに対応できるかという、ご質問でよろしいでしょうか。

今、全員協議会でもお答えさせていただいたとおり本館、それから屋外トイレ、それとあと国道側に面した道路敷地内のトイレで十分間に合うと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑ありませんか。

（なし）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第72号の質疑を終わります。

日程第5 議案第73号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第73号の質疑を終わります。

日程第6 議案第74号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第74号の質疑を終わります。

日程第7 議案第75号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第75号の質疑を終わります。

日程第8 議案第76号 身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第76号の質疑を終わります。

日程第9 議案第77号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第77号の質疑を終わります。

日程第10 議案第78号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第78号の質疑を終わります。

日程第11 議案第79号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第79号の質疑を終わります。

日程第12 議案第80号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第80号の質疑を終わります。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託表のとおり認定第1号、議案第71号、議案第72号、議案第77号から議案第80号までを各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり各常任委員会に付託します。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託省略議案表のとおり、議案第73号から議案第76号までは委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり委員会付託を省略します。

日程第13 休会の決定。

お諮りします。

議案調査のため、9月10日は休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、9月10日は休会とすることに決定しました。

これもちまして、本日の議事日程は終了しました。

この後、予算決算常任委員会の現地調査となっていますのでよろしく申し上げます。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前 9時41分

令和 3 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 3 日

令和3年第3回身延町議会定例会（4日目）

令和3年9月13日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 認定第1号 令和2年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4 議案第71号 身延町あけぼの大豆拠点施設条例の制定について
日程第5 議案第72号 身延町下部農村文化公園条例の制定について
日程第6 議案第73号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第74号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第75号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第76号 身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第77号 令和3年度身延町一般会計補正予算（第4号）
日程第11 議案第78号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第79号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第80号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第14 請願第2号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
日程第15 請願第3号 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める請願
日程第16 委員会の閉会中の継続調査について
追加日程第1 同意第5号 身延町教育委員会委員の任命について
追加日程第2 発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案
追加日程第3 発議第2号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書案
追加日程第4 発議第3号 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書案

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町長	望月幹也	副町長	笠井祥一
教育長	保坂新一	総務課長	遠藤基
会計管理者	小笠原正人	企画政策課長	幡野弘
交通防災課長	佐藤成人	財政課長	佐野美秀
税務課長	伊藤克志	町民課長	穂坂桂吾
福祉保健課長	望月融	観光課長	佐野和紀
子育て支援課長	松田宜親	産業課長	高野修
建設課長	望月真人	土地対策課長	伊藤天心
環境上下水道課長	水上武正	下部支所長	内藤哲也
身延支所長	千頭和康樹	学校教育課長	深沢泉
生涯学習課長	中山耕史	施設整備課長	羽賀勝之

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 大村 隆
録音係 若狭秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし始めます。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

なお、本日は人事案件1件、ならびに意見書案1件が追加案件となっています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

（1）予算決算常任委員会に付託した認定第1号および議案第77号から議案第80号について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、上田孝二君。

登壇してください。

○予算決算常任委員長（上田孝二君）

それでは報告させていただきます。

（以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

上田委員長は自席にお戻りください。

次に（2）総務産業建設常任委員会に付託した議案第71号および議案第72号について委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、野島俊博君。

登壇してください。

○総務産業建設常任委員長（野島俊博君）

総務産業建設常任委員会より委員会審査報告書に基づき報告をいたします。

皆さまのお手元に委員会審査報告書がいていると思いますけども、それをご覧ください。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で総務産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

野島委員長は自席にお戻りください。

次に（３）教育厚生常任委員会に付託した請願第２号および請願第３号について委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、芦澤健拓君。

登壇してください。

○教育厚生常任委員長（芦澤健拓君）

それでは、請願審査報告書をご覧ください。

（以下、教育厚生常任委員会請願審査報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

芦澤委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い、討論・採決を行います。

日程第３ 認定第１号 令和２年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○１１番議員（渡辺文子君）

認定第１号 令和２年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について。

身延町後期高齢者医療特別会計決算について反対いたします。

無年金の方や、これまで家族に扶養されていた方を含め、７５歳以上のすべての高齢者が保

険料を支払わなければならないのが、この後期高齢者医療制度です。令和2年度の決算でも不納欠損や収入未済があり、11人の高齢者が短期保険証だということです。75歳以上の後期高齢者が短期保険証を持って医療機関で受診しなければならないことに胸が痛みます。

高齢者いじめの後期高齢者医療制度は廃止をし、老人医療制度に戻すべきです。

身延町介護保険特別会計決算について反対討論いたします。

介護の社会化の期待を背負い、2000年4月にスタートした介護保険は21年を過ぎました。制度が始まって以来、利用者数、事業者数は大幅に伸びて、より多くの高齢者に公的介護サービスを届ける環境を整えてきたという点で、介護保険が大きな役割を果たしてきたことは事実です。

しかし一方で介護を巡る厳しい現実があります。経済的事情のため必要な介護サービスを利用できないケースは後を絶たず、家族の介護を理由する離職者は毎年10万人前後で推移をしています。介護現場では深刻な経営難と慢性的な人手不足が続いていて、事業の継続に支障をきたしかねない事態も生まれています。

これまで相次ぐ制度の見直しによって給付は削られ、利用者負担は引き上げられ、介護報酬は低く抑えられる一方、介護保険料は上昇し続けてきました。

介護保険料が高くて払うのが大変という声が多く聞かれます。年金から天引きできない普通徴収の方の介護保険料の収入未済額も昨年の決算より増えています。そんな中でも町の担当や現場の皆さんは献身的に努力をしてくれています。

誰もが安心して必要なサービスが受けられる介護保険制度にすべきです。

○議長（柿島良行君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

認定第1号 令和2年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてのうち身延町介護保険特別会計の反対討論に対する賛成の意見で討論させていただきます。

先ほど渡辺議員が言いましたように、この介護保険制度は平成12年スタートということで1期3年、3年ごとを1期として良い点、悪い点をしっかりと検証し、その都度見直しをし、今まで7期21年が経過しまして今年度から第8期がスタートしています。

この令和2年度決算につきましては、第7期の最終年度ということで、国の制度、介護保険制度に基づいての決算ですけど、もともと介護保険、すべての人に、全員が満足できるというのは不可能な話というか、どうしても理想どおりにはいかない部分がありますが、ただ現実にはその理想を目指して頑張っていると思います。

まして全国的傾向を見れば、その負担が重くてサービスが薄いということですけど、身延町に関しては、ある程度の充実した制度に基づいての執行、予算執行はしております。

この介護保険制度によって助かっている、救われている人も多数いると思いますので、この認定第1号のうちの身延町介護保険特別会計の決算についての賛成討論とさせていただきます。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありますか。

（なし）

反対討論がないので、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第4 議案第71号 身延町あけぼの大豆拠点施設条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

議案第71号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第72号 身延町下部農村文化公園条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

議案第72号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第73号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第74号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第75号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第76号 身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第77号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第4号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

議案第77号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第78号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

議案第78号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第79号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

議案第79号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第80号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

議案第80号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 請願第2号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

請願第2号に対する委員長の報告は、採択とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第15 請願第3号 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める請願の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。

お諮りします。

請願第3号に対する委員長の報告は、採択とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第16 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、請願第2号および請願第3号の採択に伴い意見書案2件が提出されました。

この案件を本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出されました議案を本日の日程に追加することに決定しました。

ここで追加議案配布のため、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時39分

○議長（柿島良行君）
再開します。

追加日程第1 同意第5号 身延町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは同意第5号について、提案理由を説明申し上げます。

身延町教育委員会委員の任命についてであります。

身延町教育委員会委員に下記の者を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町下山5923番地

氏 名 井上敬典

生年月日 昭和33年11月10日

提案理由を申し上げます。

令和3年11月18日に委員の任期が満了するので、その後任委員を任命する必要が生じました。

については委員の任命にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、内容につきましては、本日お手元にお配りしています令和3年9月第3回定例会追加議案説明書のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

お諮りします。

本件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略して直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して直ちに採決を行うことに決定しました。

これから同意第5号 身延町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって同意第5号 身延町教育委員会委員の任命については、山梨県南巨摩郡身延町下山5923番地、井上敬典氏、昭和33年11月10日生まれに同意することに決定しました。

追加日程第2 発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

野島俊博君、登壇してください。

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

発議第1号

令和3年9月13日

身延町議会議長 柿島良行殿

提出者

身延町議会議員 野島俊博

賛成者

身延町議会議員 伊藤達美

身延町議会議員 望月悟良

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案

上記の議案を、別紙のとおり身延町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大は、変異株の猛威も加わり、わが国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であります。

このため、所要の措置を行うよう意見書を政府関係機関に対し提出する。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、わが国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月

身延町議会議長 柿島良行殿

以上で終わります。

○議長（柿島良行君）

以上で提出者の説明を終わります。

野島俊博君はその場でお待ちください。

これから発議第1号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で発議第1号の質疑を終わります。

野島俊博君は自席にお戻りください。

これから発議第1号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、反対討論いたします。

まず、前提として山梨県町村議長会から出されている今回の意見書について、表題にあるようにコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の拡充を国に求めるという趣旨に反対するものではありません。

その上で、この意見書案の要望事項には問題があることを指摘させていただきます。

新型コロナの影響は、どれくらい続くか分かりません。感染が収まっても経済が本当に回復してくるのは、もっと先だという指摘もあります。中小企業への影響もいつまで続くか分かりません。それなのに、今の時点で固定資産税の軽減措置を今回限りにしろと言い切れるのでしょうか。自動車税・軽自動車税の環境性能割の更なる延長は断じて行わないと言えるのでしょうか。

住民の皆さんがコロナ禍で苦しんでいる中、地域経済や町民の暮らしを考えると住民負担が増えることになる、この点からこの意見書には賛成できません。

○議長（柿島良行君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

次に反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第3 発議第2号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書案についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

野島俊博君、登壇してください。

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

発議第2号

令和3年9月13日

身延町議会議長 柿島良行殿

提出者

身延町議会議員 野島俊博

賛成者

身延町議会議員 芦澤健拓

身延町議会議員 広島法明

加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書案

上記の議案を、別紙のとおり身延町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由

子どもたちのゆたかな学びを実現するため、小中学校における三十五人学級推進、教職員の長時間労働是正のため教職員定数の改善、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持のため、義務教育費国庫負担制度を堅持することと、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること等の意見書を政府関係機関に対し提出する。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に1枚おめくりください。

加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書（案）

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員により行うことが重要でございます。また、きめ細やかな指導を継続的に行うためには、35人学級を小学校だけに留めず、中学校においても実施することが必要です。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっております。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員などの教職員定数改善が不可欠であります。

本町でも、「身延町教育大綱」を町政教育の基本に据え、きめ細かな支援体制や安心・安全で快適な教育環境の充実に努める施策を積極的に展開しております。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本町のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であります。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけたゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠であります。

こうした観点から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、以下の措置を講じられるよう強く要請いたします。

1. 小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員で行うこと。また、中学校への35人学級を実施すること。
 1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員などの教職員定数改善を推進すること。
 1. 義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
 1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月13日

身延町議会議長 柿島良行殿

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

以上で提出者の説明を終わります。

野島俊博君はその場でお待ちください。

これから発議第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で発議第2号の質疑を終わります。
野島俊博君は自席にお戻りください。
これから発議第2号の討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第4 発議第3号 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書案について議題とします。

提出者の説明を求めます。

広島法明君、登壇してください。

広島法明君。

○13番議員(広島法明君)

日程第15で採択されました子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める請願に基づいての意見書の案です。

発議第3号

令和3年9月13日

身延町議会議長 柿島良行殿

提出者

身延町議会議員 広島法明

賛成者

身延町議会議員 芦澤健拓

身延町議会議員 赤池 朗

子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書案

上記の議案を、別紙のとおり身延町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由は、次世代を担う子どもたちが、健やかで心豊かに成長するため、発育期において適切な歯科矯正治療をすべての子どもが受けられるよう、保険適用の拡充を図ること等の意見書を政府関係機関に対し提出する。

これがこの議案を提出する理由です。

1枚まくっていただき、子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書(案)。

未来を担う子どもたちが、健やかで心豊かに成長するために心身の健康を保つことは、保護

者や大人たちの願いである。

子どもの歯や口腔の健康な状態を保持すること、発育期において適切な歯科矯正治療を受けられることは、顔の骨格や身体の健康を良好な状態にするだけでなく、精神的安定や生活習慣の改善にも効果があるといえる。

また、咀嚼や口腔機能を維持回復させることは、QOL（生活の質）の向上につながり、医療費の抑制にも寄与することが「8020運動」等によって実証されている。

これまでに、歯科矯正治療に係る療養の給付の対象は、その範囲の拡大や見直しがおこなわれてきており、現在は53の疾患が保険適用とされている状況である。しかし、特定の疾患に該当しない場合が多く、保険適用外の治療のため、その費用の負担が高額なことから診察にとどまり治療に踏み切れないケースも少なくない状況です。

子どもの歯並びについては、平成6年から学校検診の必要治療項目に入れられ、その中で、勧告を受けても経済的に困窮しているひとり親世帯や低所得世帯においては、保険適用に該当しない場合、必要な治療を受けられず矯正治療を断念している場合もあるのが現状です。

こうした現状をふまえ、子育て支援の観点からも、子どもたちの適正な歯科矯正治療を可能にするため、国において、保険適用の拡充および必要な周知をおこない、保険適用に至らないケースにおいても、さらなる適用基準の拡充を検討することを求めるというものです。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年9月

山梨県身延町議会議長 柿島良行

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

広島議員、提出の日付は3年9月13日でよろしいですか。

○13番議員（広島法明君）

では、決議されれば今日ということをお願いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

以上で提出者の説明を終わります。

広島法明君はその場でお待ちください。

これから発議第3号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

広島法明君は自席にお戻りください。

これから発議第3号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（なし）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

次に町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

皆さま、大変お疲れさまでございました。

令和3年身延町議会第3回定例会の閉会にあたり、一言お礼のあいさつを申し述べさせていただきます。

本定例会は去る9月1日に開会をし、本日までの13日間、柿島議長のもと私どもが提出いたしました認定1件、報告1件、議案10件、追加案件の同意1件につきまして真摯にご審議をいただき、提案いたしましたすべての提出案件につきまして、ご認定、ご議決、ご同意をいただく中で無事閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に重ねて敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

本会議でご議決いただきました令和3年度補正予算等の執行につきましては、職員ともども知恵を出し合って最善を尽くしてまいりますので、議員の皆さまには今後もなお一層のご指導、ご支援をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、現議員の皆さまの任期の中では本定例会が最終の定例会であります。この任期4年間、議員の皆さまには町民福祉の向上をはじめとする町政の推進に絶大なるご尽力、ご支援をいただきました。この場をお借りして改めて感謝とお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

9月も半ばとなり、だいぶ涼しくなってはきましたけども、まだまだ厳しい残暑が続いておりますので、健康には十分ご留意いただき、更なるご活躍をご祈念申し上げます。

簡単ではございますが、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 (柿島良行君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期13日間、議員各位には慎重に審議をしていただき無事閉会を迎え、私たちの任期最後の定例会を終了することができました。これも関係各位のご協力によるものと感謝申し上げます。

各位におかれましては、健康に十分留意され、町政発展になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。これもちまして令和3年第3回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時12分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長大村隆が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上